

熊本県困難な問題を抱える女性への支援 に関する基本計画

令和6年(2024年)3月

熊本県

はじめに

全国で未曾有の経済的・社会的影響をもたらしたコロナ禍では、DV被害の増加、雇止めによる女性の非正規雇用の減少、女性が多いひとり親家庭の困窮など、平時におけるジェンダー平等や男女共同参画の遅れを背景とする、女性を取り巻く様々な問題が顕在化しました。

また、近年、家庭に居場所がない若者の問題がクローズアップされ、中でも10代から20代の若年女性は予期せぬ妊娠や悪質ホスト問題など、様々な困難を抱えているにも関わらず、支援と繋がらないことが大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、新たな女性支援の枠組みである「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)が令和6年4月から施行されます。

本計画は同法に基づき、本県における女性を取り巻く現状、また、そこから見えてくる課題を整理して、今後取り組むべき施策とその方向性を定め、困難な問題を抱えるあらゆる女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するため、策定するものです。

本計画の理念となる「困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現」を目指して、県内で活動する関係機関、民間支援団体との緊密な連携協力のもと、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んで参ります。

本計画の推進に向けては、県民の皆様一人ひとりが、女性が抱える様々な困難の背景に、ジェンダー間の不平等といった構造的な課題があることを御理解いただき、身近な問題として捉えていただくことが不可欠と考えています。ぜひ、一緒にこの問題に向き合っていただければと思います。

最後に、本計画の策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、本計画の策定に当たり、御尽力をいただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げます。



令和6年(2024年)3月

熊本県知事 蒲島郁夫

<目 次>

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方
 - (1) 計画策定の趣旨 ……P4
 - (2) 計画の位置づけ ……P4
 - (3) 計画における施策の対象者 ……P5
 - (4) 計画の役割 ……P5
 - (5) 計画の期間 ……P5
2. 現状及び課題
 - (1) 現状①: 行政支援機関等における対応状況 ……P6
 - (2) 現状②: 民間の支援団体における対応状況 ……P23
 - (3) 現状③: 行政支援機関や民間支援団体の抱える課題 ……P27
 - (4) 現状④: 他機関との連携状況 ……P30
 - (5) 現状⑤: 対策の強化が必要と思われる困難な問題を抱える女性の実態 ……P33
 - (6) 課題①: 本県における課題 ……P36
 - (7) 課題②: DV 被害者支援における課題 ……P38
3. 基本理念・施策体系・基本目標
 - (1) 基本理念 ……P40
 - (2) 施策の体系図(施策の柱、具体的施策、取組内容) ……P40
 - (3) 基本目標 ……P41

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容 ……P42
2. 支援の体制
 - (1) 関係機関の役割 ……P66
 - (2) 支援体制の拡充方針 ……P68

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

1. 計画の推進・進行管理 ……P71
2. 基本計画の見直し ……P71

《参考資料》

1. 県内の相談・支援機関連絡先一覧
2. 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定検討委員会設置要項
3. 策定検討委員会委員名簿

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

従来、様々な困難な問題を抱える女性への支援の枠組みは、昭和31年制定の売春防止法に基づく「婦人保護事業」として、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を行う事業に端を発し、その後、時代の変遷とともに、女性を巡る問題が複雑化、多様化、複合化することに伴い、「DV被害者、ストーカ一被害者、性暴力・性犯罪被害者、人身取引被害者、家庭関係破綻、生活困窮者等」へ対象を拡大してきましたが、抜本的な制度改正はなされないまま売春防止法を根拠法とすることに起因する制度的限界が生じていました。

そのため、令和4年6月に「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確に規定した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」が新たに成立し、困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、その福祉が増進され、自立して暮らしていける社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築を目指すこととなりました。

本計画は、困難女性支援法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく都道府県計画として策定するものです。

なお、配偶者等からの暴力、所謂DVの女性被害者等は、まさに困難な問題を抱える女性であることから、本計画は、併せて「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次計画）」（計画期間：令和元年度～令和5年度）の後継計画としても位置づけて策定するものです。

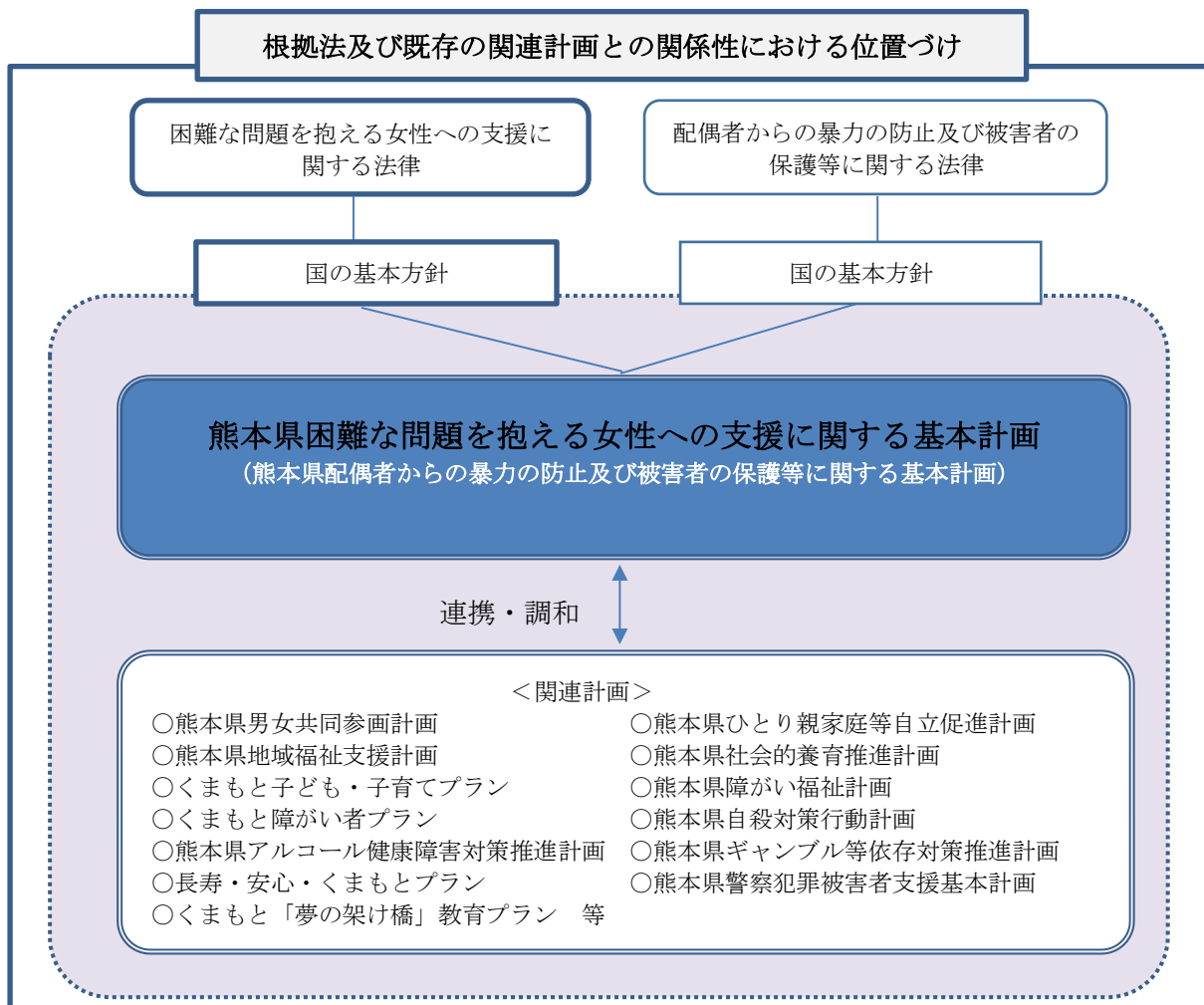
(2) 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第1項の規定に基づく法定の計画として、当県における困難な問題を抱える女性への支援及びDV対策に係る基本的な方針と具体的施策を総合的に示すものです。

【参考】

売春防止法に基づく、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設は、困難女性支援法に基づく、困難を抱える女性への支援に係る中核支援機関として、以下のとおり変更となっています。

- 婦人相談所 → 女性相談支援センター
- 婦人相談員 → 女性相談支援員
- 婦人保護施設 → 女性自立支援施設



(3) 計画における施策の対象者

困難女性支援法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（及びそのおそれのある女性）を対象とします。

なお、法が定義する上記の状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、必要に応じて法による支援の対象者となります。

(※DV被害者への支援に関しては男性被害者も対象になります。)

(4) 計画の役割

国の基本方針及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本方針」を踏まえ、県内における困難な問題を抱える女性の置かれた状況に即した県の具体的施策を総合的にとりまとめ、関係機関及び県民と共有することで「困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現」に向けて県及び関係者の取組の指針とするものです。

(5) 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで（5年間）

2. 現状及び課題

困難女性支援法における困難な問題を抱える女性の範囲は非常に広範なものとなっていることから、本計画を策定するにあたり、既存の統計資料等に加え、行政支援機関及び民間の支援団体を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を行い、困難な問題を抱える女性に対する支援の現状及び支援対象としての具体像を把握、整理しました。

【参考 調査の概要】

◆ アンケート調査

調査対象	106 機関・団体（行政 76・民間 30）
調査方法	インターネットアンケート調査
調査期間	令和5年6月19日（月）～7月2日（日）
調査項目（※）	1. 支援機関について 2. 困難な問題を抱える女性への支援内容について 3. 18歳以上の困難な問題を抱える女性への支援について 4. 18歳未満の困難な問題を抱える女性への支援について 5. 居場所の提供・自立支援について 6. 未成年の相談者に係る保護者への対応について 7. 自立支援について 8. 関係機関との連携について 9. 人材育成について 10. コロナ禍及び物価高騰下における対応について 11. 広報活動について 12. アフターケアについて 13. 同伴児童への対応について 14. 困難な問題を抱える女性の支援に必要な社会資源について （全 88 問）

◆ 回収結果

対象数	回答数	回答率
58 機関・団体	行政 44・民間 14	54.7%

◆ ヒアリング調査（補足調査）

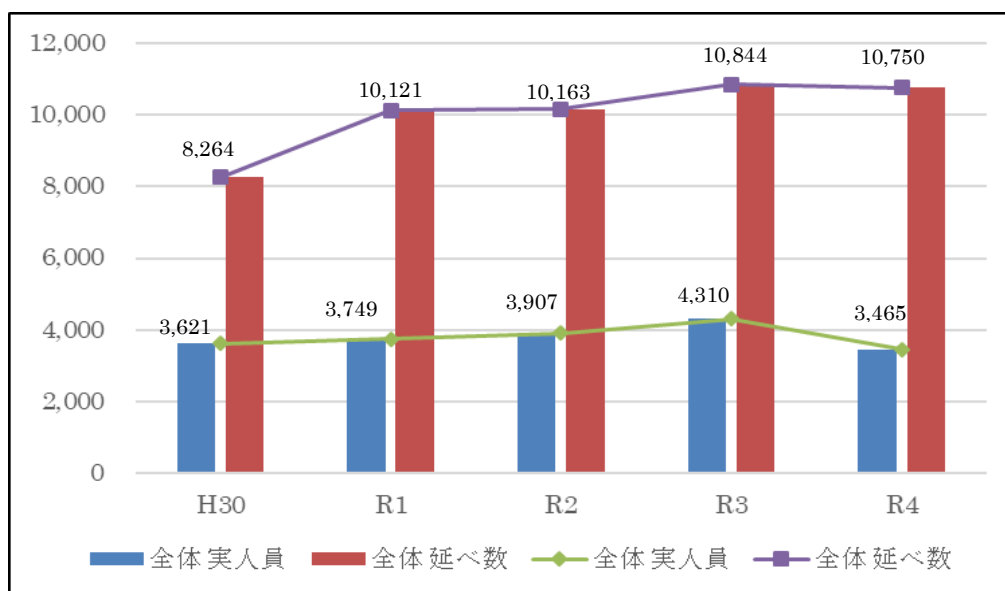
調査対象	アンケート調査に回答のあった支援機関から選定（11 機関）
調査方法	訪問によるヒアリング
調査期間	令和5年9月
主な調査項目	・ 支援対象の詳細（背景、傾向、支援と繋がった経緯等） ・ 支援内容の詳細（体制、支援に当たった課題等） ・ 将来的な支援の拡充に向けた意見交換等

(1) 現状①：行政支援機関等における対応状況

【熊本県女性相談センター及び各市の女性相談支援員の相談件数の推移】

年度		H30	R1	R2	R3	R4
全体	実人員	3,621	3,749	3,907	4,310	3,465
	延べ数	8,264	10,121	10,163	10,844	10,750

困難女性支援法における中核支援機関となる熊本県女性相談センター（女性相談支援センター）及び各市の福祉事務所に配置されている女性相談支援員において受け付けた県内の困難な問題を抱える女性からの相談件数は、直近の令和4年度（2022年度）については、実人員においては前年度比で減少となったものの、相談件数の延べ数では、概ね横ばいとなっており、過去5年の推移としては、増加傾向にあります。

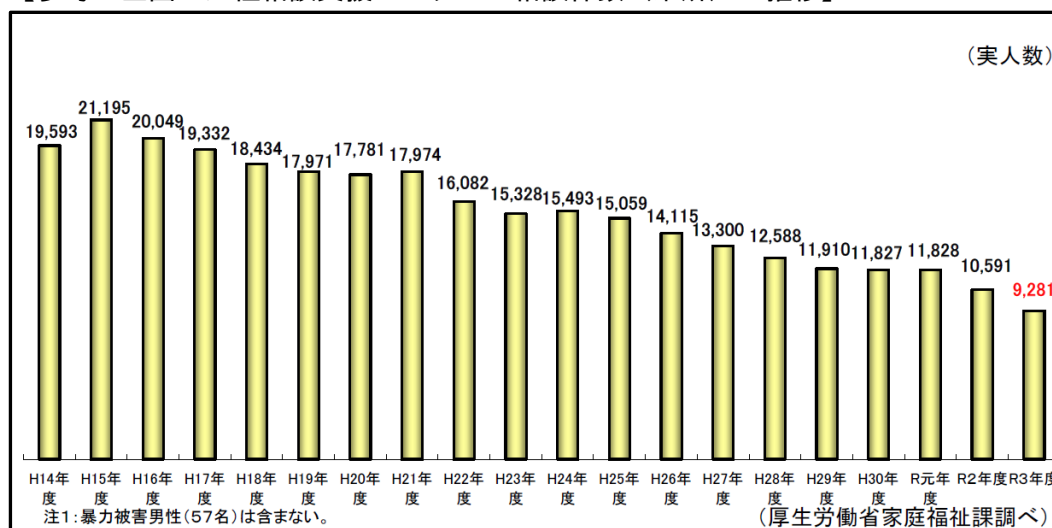


【参考 全国の女性相談支援センター及び市等の女性相談支援員の相談件数（延べ数）の推移】

年度	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	304,353	318,264	311,556	326,883	310,302

全国の女性相談支援センター及び市等の女性相談支援員において受け付けた相談件数（延べ数）は、直近の令和3年度（2021年度）については、前年度比で減少となったものの、過去5年の推移としては、横ばい傾向にあります。

【参考 全国の女性相談支援センターの相談件数（来所）の推移】



一方で、全国の女性相談支援センター（各都道府県が設置主体）への来所による相談件数に着目すると、平成15年度（2003年度）以降減少が続いています。

【参考 全国の市等の女性相談支援員の相談件数（延べ数）の推移】

年度	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	135,205	143,265	144,338	155,286	146,233

また、全体の相談件数のうち、全国の市等に配置された女性相談支援員の受け付けた相談件数（延べ数）に着目すると、直近の令和3年度（2021年度）においては前年度比で減少となったものの、過去5年の推移としては増加傾向にあります。

① 熊本県女性相談センター

【施設概要】

熊本県女性相談センターでは県内唯一の女性相談支援センターとして、困難な問題を抱える女性からの相談を幅広く受け付けるとともに、様々な理由から居場所支援が必要となった支援対象者やその同伴家族の安全を確保するため、一時保護業務を実施しています。

【設備状況】

(1) 管理及び相談等関係

(室)

所長室兼応接室	事務室	相談室	診療室	判定室	宿直室	便所
1	2	14		5		2

(2) 一時保護関係 (室)

居室	浴室	洗面所	食堂	調理室	洗濯場	便所	指導員室	その他
8	1	1	1	1	1	1	1	5

【人員体制】

(1) 女性相談支援センター (人)

所長	相談指導員	心理判定員	事務職員	女性相談支援員	電話相談員	その他	合計
1	5	2	4	2	10	9	33

(2) 一時保護所 (人)

施設長	主任指導員	指導員	保健師	宿直員	警備員	その他
1	1	3	1	3	3	1

保育士	心理担当職員	調理員	同伴児対応職員	個別対応職員	合計
3※	2	0	3※	0	18

※兼務

【開所時間等】

(1) 開所時間 (令和5年4月1日現在)

平日	8:30~17:15
----	------------

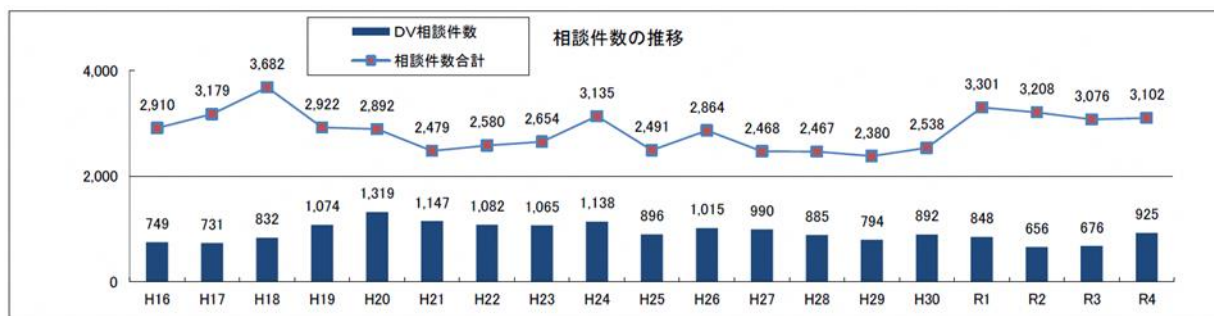
(2) 電話相談の受付時間と対応人員

平日	女性相談支援員	2人	8:30~18:00
	DV電話相談員	1人	18:00~22:00
土曜日	DV電話相談員	1人	9:00~22:00
日曜日・祝日	DV電話相談員	1人	9:00~22:00

なお、閉庁時の緊急対応については、当番職員が事実を確認後、センター内で緊急の協議を行い、対応を決定しています。

ア 相談の状況

【相談受付件数の推移】



熊本県女性相談センターにおいて近年受け付けた相談件数は平成24年度(2012年度)以降減少が続いていましたが、令和元年度(2019年度)に増加に転じた後、ほぼ横ばい傾向が続いています。

なお、直近の令和4年度（2022年度）では、3,102件となっています。

また、DV関係の相談については、平成20年度（2008年度）をピークとして、年によって若干の増減はあるものの、全体の傾向としては、緩やかに減少傾向にあります。

特に、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は、600件台と平成20年度（2008年度）の約半数の件数まで減少がみられましたが、直近の令和4年度（2022年度）には、925件と300件近く増加しています。

令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）にかけては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出自粛や、在宅勤務の増加等の環境変化があったことから、加害者と自宅と一緒にいる時間の増加など、被害発生リスクが高まる一方で、相談しづらい状況があったものと推測されます。

【主訴別相談の受付状況（R4年度）】

主訴	人間関係																			
	夫等				人身取引	生活の本拠			同性の交際相手の暴力	子ども			親族			家庭不和	その他の暴力	男女問題	その他	ストーカー
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他		共にする	共にしない	交際相手の暴力		元交際相手の暴力	交際相手の暴力	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力					
来所	119		5	1		5	4		1			2	3	5				1		
電話	749		141	84		52	22		13	3	34	39	17	64	62	13	43	97	10	
計 (構成比)	868 (28.0%)	0	146 (4.7%)	85 (2.7%)	0	57 (1.8%)	0 (0.8%)	26	0	14 (0.5%)	3 (0.1%)	34 (1.1%)	41 (1.3%)	17 (0.5%)	67 (2.2%)	67 (2.2%)	13 (0.4%)	43 (1.4%)	98 (3.2%)	10 (0.3%)

主訴	経済問題				医療関係					同居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	暴力団関係等	5条違反	その他	合計
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	思春期	その他								
来所									2		2						151
電話	13	3	6	6	19	1,097	72	55	204	8	4					21	2,951
計 (構成比)	13 (0.4%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)	6 (0.2%)	19 (0.6%)	1,098 (35.4%)	72 (2.3%)	55 (1.8%)	206 (6.6%)	8 (0.3%)	6 (0.2%)	0	0			21 (0.7%)	3,102

主訴別相談件数の内訳については、最も多いのは「精神的問題」に関するもので1,098件（35.4%）となり、次いで、「DV（夫等からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手の暴力）」が925件（29.8%）となっています。

【年代別相談の受付状況（R4年度）】

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	65歳以上	75歳以上	不詳	合計
相談件数 (構成比)	78 (2.5%)	252 (8.1%)	750 (24.2%)	333 (10.7%)	600 (19.3%)	126 (4.1%)	77 (2.5%)	25 (0.8%)	861 (27.8%)	3,102
うちDV (構成比)	2 (0.2%)	158 (17.1%)	296 (32.0%)	127 (13.7%)	114 (12.3%)	14 (1.5%)	38 (4.1%)	10 (1.1%)	166 (17.9%)	925

相談者の年代別では、「30代」が24.2%（年代不詳の27.8%は除く）で最も多く、次いで、「50代」が19.3%となっています。

そのうち、DV関係の相談者についてみると、最も多いのは「30代」で32.0%と同じですが、次いで、「20代」が17.1%と20～30代で49.1%と約半数を占めています。

逆に相談が少ない年代としては、「75歳以上」の後期高齢者世代からが0.8%と最も少なく、次いで、「65歳以上」、「20歳未満」が同率で2.5%と続きます。

そのうち、DV関係のみでは、「20歳未満」が0.2%と最も少なく、次いで、「75歳以上」が1.1%、となっています。

【経路別相談の受付状況（R4年度）】

経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人縁関係	その他	合計
相談件数全体	2,598	78	20	1	49	70	162	15	6	5	1	90	7	3,102
(構成比)	(83.8%)	(2.5%)	(0.6%)	(0.0%)	(1.6%)	(2.3%)	(5.2%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.0%)	(2.9%)	(0.2%)	
うちDV	544	63	11	1	46	64	125	13	3	0	1	49	5	925
(構成比)	(58.8%)	(6.8%)	(1.2%)	(0.1%)	(5.0%)	(6.9%)	(13.5%)	(1.4%)	(0.3%)		(0.1%)	(5.3%)	(0.5%)	

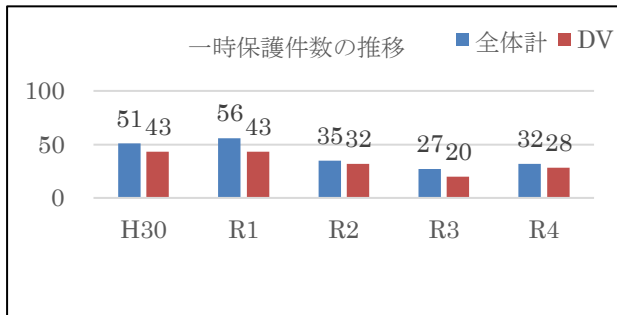
相談経路別では、「本人自身」からの相談が 83.8%と最も多く、次いで、「他の相談機関」からが 5.2%となっています。

そのうち、DVに関する相談についてみると、「本人自身」からの相談が 58.8%と最も多いことは変わらないもののその割合が低下し、次いで「他の相談機関」からの相談が 13.5%となっています。

イ 一時保護の状況

熊本県女性相談センターでは、DVやその他の暴力、ストーカー等の被害に遭われた方の他、何等かの困難な事情により居場所が必要な女性やその同伴家族に対し、安全な居場所を提供するために一時保護業務を実施しています。

【一時保護件数の推移】



【主訴別（R4年度）】

主訴	夫等の暴力	その他	合計
件数	28	4	32
(構成比)	(87.5%)	(12.5%)	

※その他の内訳
 子の暴力 1
 交際相手の暴力 1
 籍住先なし 2

県内における一時保護の件数は、令和元年度以降減少傾向で推移しており、直近の令和4年度（2022年度）では、32件（うちDV関係28件）となっています。

【居住地別（R4年度）】

居住地	熊本市	その他県内	県外	住所不定	不明	計
件数	12	19	1			32
(構成比)	(37.5%)	(59.4%)	(3.1%)	(0.0%)	(0.0%)	
うちDV	11	16	1			28
(構成比)	(39.3%)	(57.1%)	(3.6%)	(0.0%)	(0.0%)	

【年代別（R4年度）】

本人の年齢区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
件数	0	6	16	2	4	4	32
(構成比)	(0.0%)	(18.8%)	(50.0%)	(6.3%)	(12.5%)	(12.5%)	
うちDV	0	6	13	2	4	3	28
(構成比)	(0.0%)	(21.4%)	(46.4%)	(7.1%)	(14.3%)	(10.7%)	

居住地別では、「その他県内」からが 59.4%と最も多く、次いで、「熊本市」が 37.5%となっています。そのうち、DV関係では、「その他県内」が 57.1%、「熊本市」が 39.3%となっています。

また、年代別では、「30代」が最も多く、50.0%、次いで「20代」が 18.8%となっています。そのうち、DV関係では、「30代」が 46.4%、次いで、「20代」が 21.4%となっています。

【経路別（R4年度）】

経路区分	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療関係	教育関係	労働関係	知人縁故関係	その他	合計
件数 (構成比)	3 (9.4%)	20 (62.5%)	1 (3.1%)			7 (21.9%)	1 (3.1%)							32
うちDV (構成比)	3 (10.7%)	18 (64.3%)				6 (21.4%)	1 (3.6%)							28

経路別では、「警察関係」からが62.5%と最も多くなっており、次いで「福祉事務所」からが21.9%となっています。

そのうち、DV関係についてみると、「警察関係」からが64.3%と最も多く、次いで、「福祉事務所」からが21.4%となっています。

【同伴児童の有無（R4年度）】

	無し	有り	(有りの内訳)					合計
			1人	2人	3人	4人	5人以上	
件数 (構成比)	16 (50.0%)	16 (50.0%)	5 (15.6%)	5 (15.6%)	4 (12.5%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)	32
うちDV (構成比)	12 (42.9%)	16 (57.1%)	5 (17.9%)	5 (17.9%)	4 (14.3%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)	28

【同伴児童の年齢（R4年度）】

同伴児等の年齢区分	乳児	幼児	小学生低学年	小学生高学年	中学生	中卒以上	合計
同伴児等数 (構成比)	3 (8.6%)	12 (34.3%)	8 (22.9%)	8 (22.9%)	3 (8.6%)	1 (2.9%)	35
うちDV (構成比)	3 (8.6%)	12 (34.3%)	8 (22.9%)	8 (22.9%)	3 (8.6%)	1 (2.9%)	35

同伴児童の有無については、「有り」と「無し」がいずれも50%となっています。そのうちDV関係では、「有り」が57.1%と多くなっています。

また、同伴児童の年齢をみると、全体及びDV関係のいずれも「幼児」が34.3%と最も多く、次いで、「小学生低学年」と「小学生高学年」が同率で22.9%となっています。

【退所後の状況（R4年度）】

区分	自立	帰宅	帰郷	病院	福祉施設等	その他	合計
件数 (構成比)	4 (12.5%)	2 (6.3%)	3 (9.4%)	2 (6.3%)	21 (65.6%)	0	32
うちDV (構成比)	4 (14.3%)	1 (3.6%)	3 (10.7%)	2 (7.1%)	18 (64.3%)	0	28

※「帰郷」-実家・親戚宅等

退所後の状況としては、「福祉施設等」が65.6%と最も多く、次いで、「自立」の12.5%となっています。

【一時保護委託の状況（R4年度）】

年度	委託件数	委託人数(実数)	延べ入所日数	平均入所日数
R1	3	3	26	8.7
R2	4	8	66	16.5
R3	2	3	14	7.0
R4	2	6	55	27.5

一時保護所が満床な場合や、同伴児童が男子で一定年齢以上であるなど、一時保護所の環境や要件が利用者のニーズに合わない場合に、母子生活支援施設や民間シェルター等に委託して保護を行う一時保護委託を実施しています。

近年の状況としては、概ね横ばいの状況です。

熊本県女性相談センターにおける対応状況まとめ

※件数の推移以外は直近令和4年度（2022年度）の状況

<相談支援>

- 相談件数は、近年横ばい（概ね3,000件台前半）で推移しています。
- 相談のうち、主訴としては、「精神的問題」が最も多く、次いで、「DV」となっています。
- 相談者の年代別では、「30代」が最も多く、次いで、「50代」となっており、そのうち、DV関係の相談では、「30代」が最も多く、次いで、「20代」となっています。
- また、「20代未満」、「65歳以上」からの相談は2%台と少なくなっています。
- 相談の経路としては、「本人自身」からの相談が最も多く、DV関係の相談のみでは、「本人自身」からの相談が最も多いものの、全体と比べると「他の相談機関」からの割合が多くなっています。

<一時保護>

- 一時保護の件数は、近年横ばいで推移しています。
 - 主訴別では、DV関係が最も多く、87.5%となっています。
 - 年代別では、「30代」が最も多く、次いで、「20代」となっています。（DV関係のみにおいても同じ傾向となっています。）
 - 「20代～30代」で7割近くを占めており、「20代未満」の保護は0件となっています。
 - 経路別では、「警察関係」が最も多く、次いで、「福祉事務所」となっています。（DV関係のみにおいても同じ傾向となっています。）
 - 同伴児童の有無については、「有り」と「無し」が半数ずつの割合となっており、DV関係のみで見ると、「有り」が57.1%と若干多くなっています。
 - 同伴児童の年齢については、「幼児」が最も多く、次いで、「小学生低学年」、「小学生高学年」が同率で続きます。
 - 一時保護者の退所後の状況については、「福祉施設等」への入所が最も多く、次いで、「自立」となっています。
 - 一時保護委託件数の推移についても、数件程度で横ばいで推移しています。
- ・ その他、近年の一時保護業務において、保護対象者の抱える課題が複雑化、多様化、複合化しており、対応に苦慮するケースが増加傾向にあります。
 - ・ また、未成年の特定妊婦（※）や、18歳など児童福祉法の適用を受けない若年の虐待被害者等において、一時保護所からの退所に向けた就労や住居確保等の支援が難航する場合があります。

（※）特定妊婦

児童福祉法において「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」のこと。（ex. 精神的な問題を抱えていたり、経済的に困窮している妊婦等）

② 福祉事務所

ア 県福祉事務所における相談状況

県の各福祉事務所においても、困難な問題を抱える女性への相談対応や各種支援制度を活用した自立支援に取り組んでいます。

【DV相談件数の推移】

年度	H30	R元	R2	R3	R4
DV相談延べ数	68	62	63	140	216

県の福祉事務所で受け付けた令和4年度（2022年度）のDV相談の件数は216件となっており、前年度と比べて大幅に増加しています。

なお、相談件数は延べ数であり、増加の要因としては、特定の福祉事務所において、同一の相談者から複数回相談を受けたことによるものです。

過去5年間では、増加傾向にあります。

イ 各市福祉事務所における相談状況

各市の福祉事務所には女性相談支援員が配置されており、市在住者の最も身近な相談窓口として、相談対応や、各種支援制度を活用した自立支援に取り組んでいます。

【相談件数の推移】

年度		H30	R1	R2	R3	R4
全体	実人員	2,660	2,492	2,829	2,902	2,415
	延べ数	6,750	7,502	7,586	8,450	8,103
うちDV	実人員	912	983	1,341	1,278	1,118
	延べ数	2,224	3,242	3,271	3,064	3,010

各市の福祉事務所の女性相談支援員が受け付けた令和4年度（2022年度）の相談件数は、8,103件（実人員2,415人）となっています。

また、過去5年間では実人員では、横ばい傾向となっていますが、延べ数では、増加傾向にあります。

また、そのうちDVに関する相談については、相談件数（延べ数）では横ばいとなっていますが、実人員で見ると増加傾向にあります。

【主訴別件数（R4年度）】

	売春関係要保護者	配偶者等からの暴力被害女性	生活困難による要保護者	人身取引被害者	その他	配偶者等からの暴力被害男性
人数	0	706	66	53	575	15

主訴別の対象者で見ると、「配偶者等からの暴力被害女性」（DV被害女性）が最も多く、706人となっています。

③ 町村

各町村の福祉担当部署にはDV被害者やひとり親家庭等、困難な問題を抱える女性への支援を担当する職員が配置されており、町村在住者の最も身近な相談窓口として、相談対応や、各種支援制度を活用した自立支援に取り組んでいます。

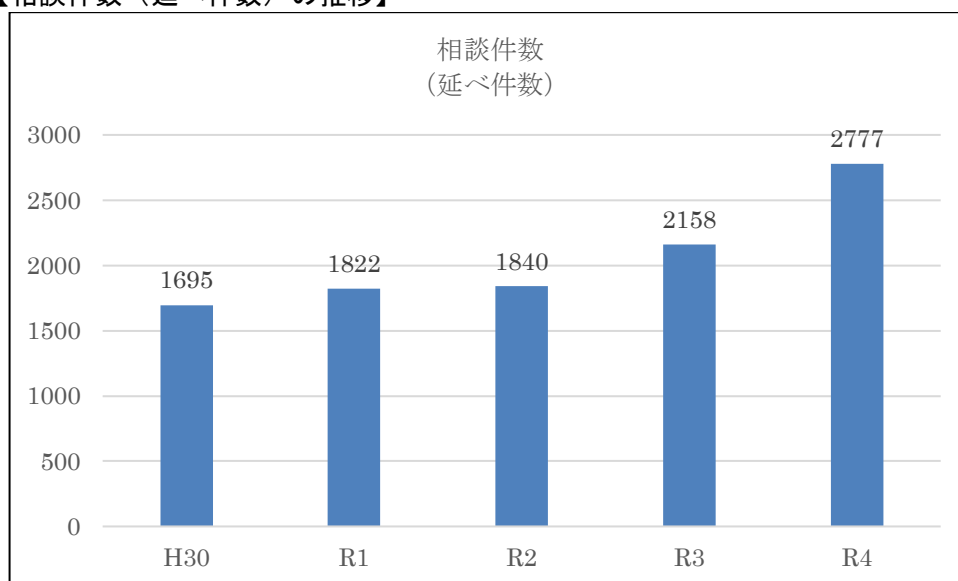
④ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法に基づきDV防止及び被害者の保護を図るため、相談対応や相談機関の紹介、被害者への心理カウンセリング、被害者や同伴家族の緊急時における安全確保、一時保護、自立支援、保護命令制度の利用についての情報提供等を実施する施設であり、都道府県には設置義務が、市町村には設置が努力義務となっている支援施設です。

本県においては、熊本県女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられているほか、熊本市、合志市、水俣市の3市において設置されている状況です。

なお、関連する取組として、内閣府が実施する「DV相談+（プラス）」があり、全国統一の電話、メール、チャット（多言語対応）により、専門の相談員が24時間体制で相談を受け付け、必要に応じて、各地域の配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を提供しています。

【相談件数（延べ件数）の推移】



県内の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談件数は、令和4年度（2022年度）は2,777件で過去最大となっています。

また、過去5年間の推移についてみると、増加傾向にあります。この背景として、県内の配偶者暴力相談支援センターの設置数が増えたこと（令和3年度（2021年度）に水俣市に新規設置）のほか、児童虐待部門との連携が進んだことによる、面前DV事案からDV相談につながるケースが増加したこと等が一因となっています。

⑤ 熊本県男女共同参画相談室らいふ

DV被害を含め、男女が抱える様々な問題についての総合相談窓口（電話、対面）を設置しています。また、無料の法律相談も実施しています。

【相談件数の推移】

	総合相談			法律 相談	合計 件数	相談 日数	1日 平均	うち 男性
	電話	面接	小計					
H30年度	1168	30	1198	40	1238	243	4.9	43
R1年度	1597	18	1615	36	1651	243	6.6	138
R2年度	1156	0	1156	39	1195	245	4.7	48
R3年度	824	0	824	25	849	245	3.3	78
R4年度	1202	0	1202	26	1228	243	4.9	163

令和4年度（2022年度）の総合相談件数は、前年度比約45%増の1,202件となっています。

令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や在宅勤務等で家族の在宅時間が増えたことで相談しづらい状況であったと思われませんが、令和4年度（2022年度）に入ってから影響が緩和されてきたこと等により、コロナ禍以前の状況に戻りつつあると考えられます。

【主訴別相談件数の推移】

	DV	セクハラ ストーカー	虐待	その他 暴力	合計
H30年度	41	5	8	8	62
R1年度	17	1	5	3	26
R2年度	24	2	4	4	34
R3年度	26	3	11	3	43
R4年度	26	8	4	8	46

なお、令和4年度（2022年度）のDV等暴力事案に関する相談件数は前年度比で同数程度となっており、ウィズコロナの流れはあったものの、コロナ禍の生活不安やストレス等、家庭内暴力のリスクは継続していたのではないかと推測されます。

【その他相談対応の詳細】

項目	状況
年齢	40代～50代が全体の半数以上を占めています。
相談曜日	土曜日が最も多く、次いで夜間相談のある火曜日が多い状況です。
夜間相談	平成30年度は93件、令和元年度は77件、令和2年度は58件、令和3年度は46件と減少傾向にありましたが、令和4年度は82件と前年度比で40%程度増加しています。
相談内容	「自分自身のこと」に関する相談が371件と最も多く、次いで「家族・親族関係」218件、「夫婦・恋人関係」184件の順に多くなっています。

⑥ 熊本県精神保健福祉センター

精神保健福祉センターでは、精神保健福祉全般の相談支援を実施しており、DV被害者についても、自立支援のためのカウンセリング支援（相談対応）等を実施する他、被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけでDV加害者相談を行っています。

【精神保健福祉に係る相談件数（R3年度）】

	来所（延件数）	電話（延件数）
1 老人精神保健	2	55
2 社会復帰	2	49
3 アルコール	23	168
4 薬物	16	133
5 ギャンブル	22	91
6 ゲーム	9	24
7 思春期	8	172
8 心の健康づくり	57	1,679
9 うつ・うつ状態	11	892
10 摂食障害	1	6
11 てんかん	0	2
12 その他	85	3,526
計	236	6,797

精神保健福祉に係る相談受付状況としては、来所が236件、電話が6,797件となっています。また、相談内容を見ると、「心の健康づくり」に関するものが来所、電話相談共に最も多くなっています。

なお、来所者のうち、男女の別としては、男性137件、女性99件となっています。

【DV被害者相談件数の推移】

年度	来所相談実数	来所者相談延べ数	電話相談延べ数
H30	8	10	36
R1	7	18	44
R2	3	5	27
R3	3	3	16
R4	1	8	32

来所相談は減少傾向が続いています。電話相談については令和3年度（2021年度）は大きく減少したものの、ほぼ横ばいの状況です。

【DV加害者相談件数の推移】

年度	来所相談実数	来所者相談延べ数	電話相談延べ数
H30	3	3	9
R1	3	17	2
R2	1	1	1
R3	0	0	4
R4	3	5	4

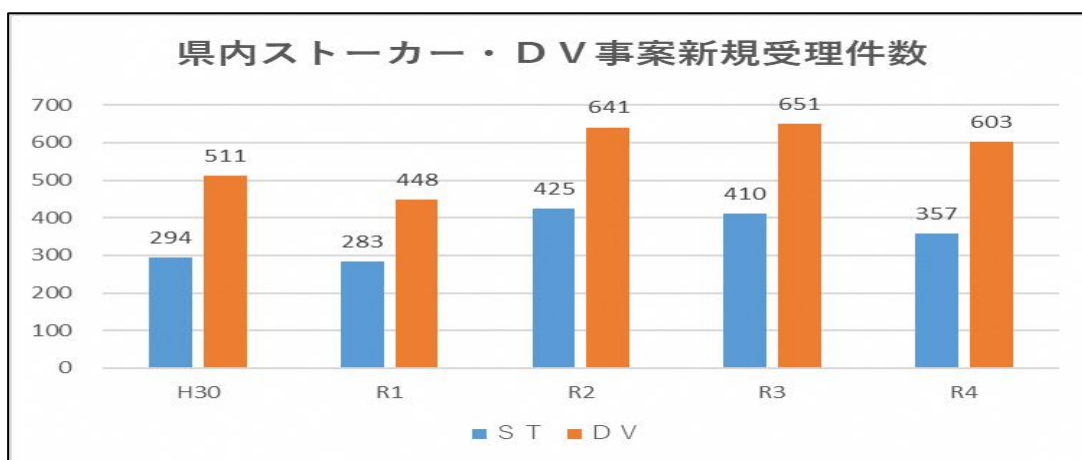
DV加害者（本人及びその家族）へのカウンセリングを実施しています。相談件数は、令和3年度（2021年度）に減少したもののほぼ横ばいで推移しています。

⑦ 熊本県警察

熊本県警察では、日々、様々な困難を抱えた県民からの相談対応等を行っています。特に、DVやストーカー被害者等からの相談に対しては、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段の教示、支援機関等に関する情報提供、加害者に対する指導・警告等、警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて教示するなど、被害者等の立場に立った支援を実施しています。

また、身体に対する暴力が確認された場合には、熊本県女性相談センターや市町村等の関係機関・団体と十分な連携を図りながら、被害者等の安全確保に向けた対応を行うとともに、被害者等の意向を踏まえ、速やかに加害者に対する指導・警告・検挙措置を講じるなど、被害者等の安全確保を最優先とした対応を行っています。

【県内ストーカー・DV事案新規受理件数の推移】



提供：熊本県警察

⑧ 児童相談所

児童相談所は、全てのこどもの健やかな心身の育ちを支援するため、その家族等を援助し、共に問題を解決していく専門の相談機関です。原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々などから日々相談を受け付けています。

なお、女性支援の観点からは、特にDVが発生している家庭では、子どもに対する暴力等の虐待が生じている場合も多く、また、子ども本人への身体的暴力がない場合でも、子どもの目の前でDVが行われることは心理的虐待に該当するため、児童相談所と熊本県女性相談センターの連携した対応が重要です。

なお、県内には、県（2か所）と熊本市に児童相談所が設置されています。

【児童虐待対応件数の推移】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	1,532	2,028	2,430	2,352	2,764
対前年比	1.23	1.32	1.20	0.97	1.18

児童虐待の相談対応件数は、近年増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数は、2,764件で前年度比1.18倍と過去最多となっています。

【児童虐待における相談種別対応件数の推移】

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R2年度	744	57	1,217	412	2,430
R3年度	708	39	1,252	353	2,352
R4年度	716	48	1,563	437	2,764
構成比	25.9%	1.7%	56.5%	15.8%	100.0%

相談種別でみると、令和4年度（2022年度）は面前DV等の「心理的」虐待が最も多く、全体の56.5%となっており、次いで、「身体的」虐待が25.9%となっています。

【参考 全国の児童虐待における相談種別対応件数の推移】

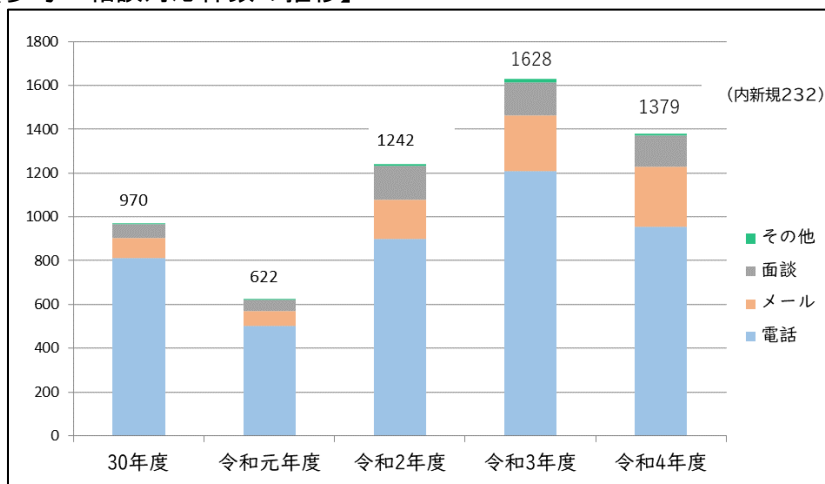
	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R4年度	51,679	2,451	129,484	35,556	219,170
構成比	23.6%	1.1%	59.1%	16.2%	100.0%

なお、全国においても児童虐待の対応件数は増加傾向にあり、相談種別においても、県内における傾向と同様に「心理的」虐待が59.1%と最も多く、次いで、「身体的」虐待が23.6%となっています。

⑨ 性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと

性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとは、性犯罪、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化の防止を図るため、県の委託により公益社団法人くまもと被害者支援センターが運営しています。

【参考 相談対応件数の推移】



提供：性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと

令和4年度（2022年度）の相談件数は1,379件で、対前年度比では減少していますが、過去5年間では増加傾向となっています。

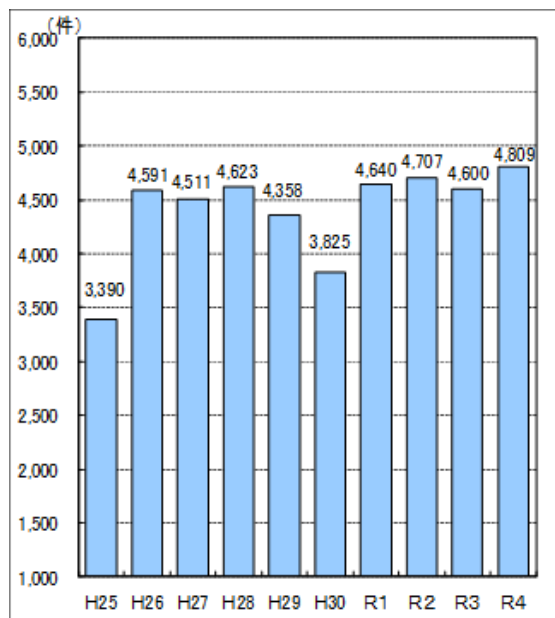
なお、近年は、対象者の抱える問題が性暴力被害に加え、障がい、精神疾患、生活困窮など、他分野に跨る複雑で困難なケースが増加傾向にあります。

また、被害者の年代別で見ると10代以下が最も多く、次いで20代が多くなっており、10～20代の若年層が相談件数の全体の64%を占めている状況です。

⑩ 行政支援機関におけるDV相談の受付状況

先に記載した支援機関以外にもDVについては相談の窓口が多数設置されており、そのうち、主な相談窓口に係る相談受付状況は以下のとおりとなっています。

【相談件数の推移】



「令和5年度版熊本県男女共同参画年次報告書」より

	熊本県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター）	県男女共同参画相談室	県警本部 （各自治警察対応も含む）	女性の権利ホットライン （熊本県方法務局）（※1）	熊本市男女共同参画センター 総合相談室（※3）	各市福祉事務所等	県広域本部・地域振興局	合計
H25	896	81	390	118	167	1,646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	—	3,242	62	4,640
R2	656	24	641	52	—	3,271	63	4,707
R3	676	26	651	43	—	3,064	140	4,600
R4	925	26	603	29	—	3,010	216	4,809

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 熊本市男女共同参画センター総合相談室は平成30年まで。令和元年度以降は熊本市がDV相談を受けている。

「令和5年度版熊本県男女共同参画年次報告書」より

県内の行政による主なDV相談における相談件数は、全体としては、令和元年度（2019年度）以降、高止まりの状況にあると言えます。また、熊本県女性相談センター（県配偶者暴力相談支援センター）における相談件数が令和元年度（2019年度）以降減少傾向にあることに対し、各市福祉事務所（市配偶者暴力相談支援センター含む）における相談件数は令和元年度（2019年度）に大きく増加して以降、3,000件を超える件数で推移しており、より身近な相談窓口へ相談が移行（分散化）していることが窺えます。

【県民におけるDVの相談機関の認知度等】

○DVの被害経験：全体 18.5%、女性 21.6%、男性 14.0%

（H26:全体 17.1%、女性 21.6%、男性 10.6%）

○DVの相談機関の認知度：

- ・ 県警・・・67.8%（H26:66%）
- ・ 女性相談センター・・・24.5%（H26:27.9%）
- ・ 1つも知らない・・・18.3%（H26:17.6%）

『R元年度 男女共同参画に関する県民意識調査より』

令和元年度（2019年度）に実施された県民意識調査によると、DV被害の経験者は県民全体で18.5%（女性21.6%、男性14.0%）となっており、前回（平成26年度（2014年度））調査時から増加しています。

また、DV相談機関の認知度についても、「1つも知らない」が18.3%で前回（平成26年度（2014年度））調査時から増加しており、その要因や認知度向上に向けた対策が必要な状況です。

行政支援機関（熊本県女性相談センター除く）における対応状況まとめ

<相談対応>

- 行政支援機関における対応状況として、DV被害者をはじめ、様々な理由（経済的困窮、住居問題、家庭不和等）で自立が困難な方、障がいをお持ちの方など、幅広い対象に支援を実施している状況が確認されました。
- 県の福祉事務所では、県内町村在住者を対象に、相談対応を実施しており、特に、生活再建、自立支援に向けては、専門の相談員である自立支援員を中心とした支援が実施されています。
- 市に在住の方に向けては、最も身近な相談窓口として、各市福祉事務所に女性相談支援員が配置されており、その相談対応件数は、近年増加傾向にあります。
- 各町村においても、DV相談関係の業務を担当する窓口が、困難な問題を抱える女性への支援の窓口として対応しており、関係部署や外部の支援機関とも連携して、町村在住者向けの相談対応や自立支援等に取り組んでいる現状です。
- なお、町村においては、女性相談支援員が配置されていないことから、今後は更なる体制強化が必要となっています。
- 配偶者暴力相談支援センターは、DV防止及び被害者対応の専門機関として、現在、県及び3市の計4カ所に設置されており、専門的な支援を提供しているところですが、市町村における更なる設置促進が必要な状況です。
- また、困難な問題に係る女性への対応に関連する行政支援機関等として、熊本県男女共同参画相談室らifu、熊本県精神保健福祉センター、熊本県警察、児童相談所、性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとなど、多数の機関においてそれぞれの専門分野に特化した相談対応が実施されていることを確認しました。

<その他専門支援>

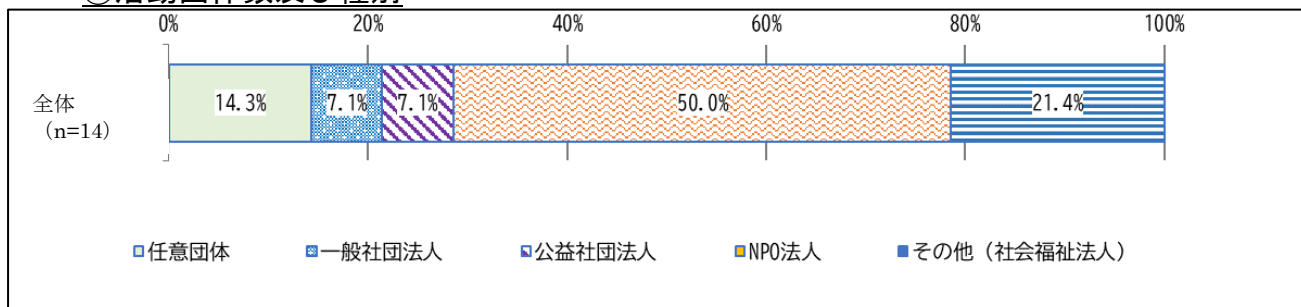
- 県・市の福祉事務所では、一時的な保護や、自立に向けて中長期的な支援が必要と認められる困難な問題を抱える女性について、母子生活支援施設等への入所措置等により居場所提供支援を実施しています。
- 熊本県男女共同参画相談室らifuでは、相談対応の他、女性弁護士による無料の法律相談を月に1回実施しているほか、熊本県精神保健福祉センターでは、DV被害者の自立に向けたカウンセリングや再加害への防止にも繋がる加害者のカウンセリング等の支援を実施しています。
- 特にDVの加害者を対象とした取組は、県内では殆ど実施されておらず、利用者自体も少ない状況があるため、今後も更なる実態の把握や取組の充実が必要です。
- 熊本県警察では、特にDVや性暴力の被害者等、身体的な危害が発生した場合の被害者の安全確保や加害者対応等、関係団体と連携した対応が行われています。
- 児童相談所では、特に児童虐待への対応では、面前DVの事例が多数を占めており、女性支援と児童支援の連携した対応が必要です。
- 性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとは、支援対象者に対し、直接支援として、医療機関への受診支援や各種支援制度の活用に当たったの伴走支援、被害から回復を目指すためのカウンセリング等、多様な支援を提供しているほか、性暴力被害の未然防止や、県民の理解促進のための広報・啓発を行っています。

(2) 現状②：民間の支援団体における活動状況

県内には、DV被害者や様々な理由により帰る場所がない方に居場所を提供する民間シェルター、自立を手助けする母子生活支援施設や自立援助ホーム、被害に遭われた方の回復支援のためカウンセリング活動をする団体など、様々な分野の支援団体が活動しています。

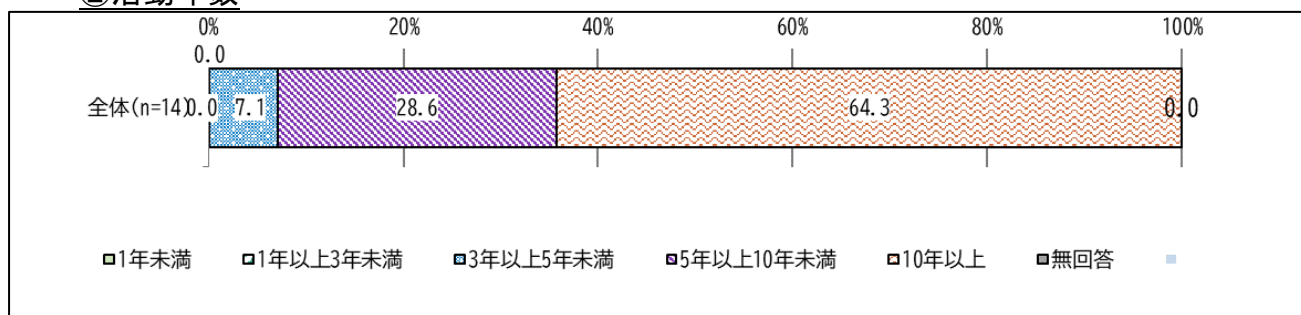
以下は、そのうち、民間支援団体の回答のみを抜き出した調査結果です。

①活動団体数及び種別



回答のあった民間支援団体は14団体で、団体の種別でみると、「NPO法人」が7団体(50.0%)と最も多くなっており、次いで、「社会福祉法人」が3団体(21.4%)となっています。

②活動年数



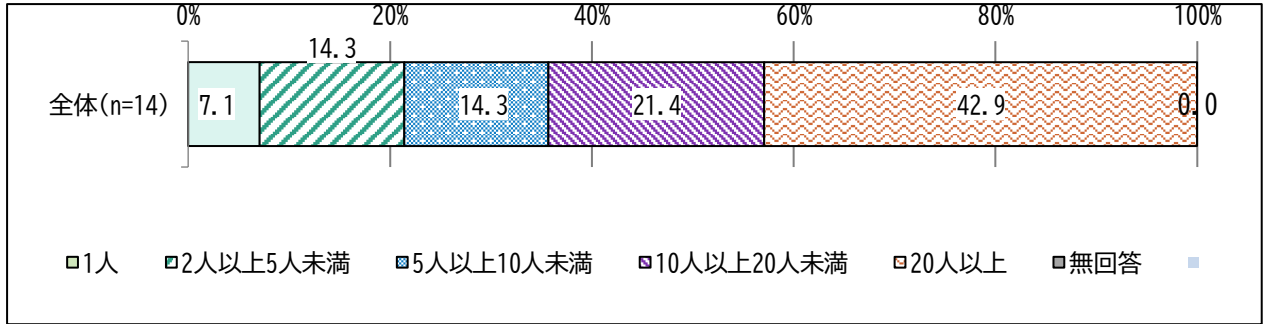
活動年数をみると、「10年以上」が9団体(64.3%)と最も多く、次いで、「5年以上10年未満」が4団体(28.6%)となっています。

このことから、県内の民間支援団体の9割超が5年以上の活動実績があることが分かります。

また、民間支援団体のうち、団体種別と活動年数の関係を見ると、活動年数「10年以上」の内訳は、その他(社会福祉法人)が3団体、NPO法人が3団体、任意団体が2団体、公益社団法人が1団体となっています。

同じく「5年以上10年未満」の内訳は、NPO法人が3団体、一般社団法人が1団体となっており、残る「3年以上5年未満」については、NPO法人1団体となっています。

③スタッフ数



スタッフ数を見ると、「20人以上」が6団体（42.9%）と最も多く、次いで、「10人以上20人未満」が3団体（21.4%）となっており、「10人以上」の団体が全体の6割超となっています。

【スタッフ数と団体種別】

(上段：人 下段：%)

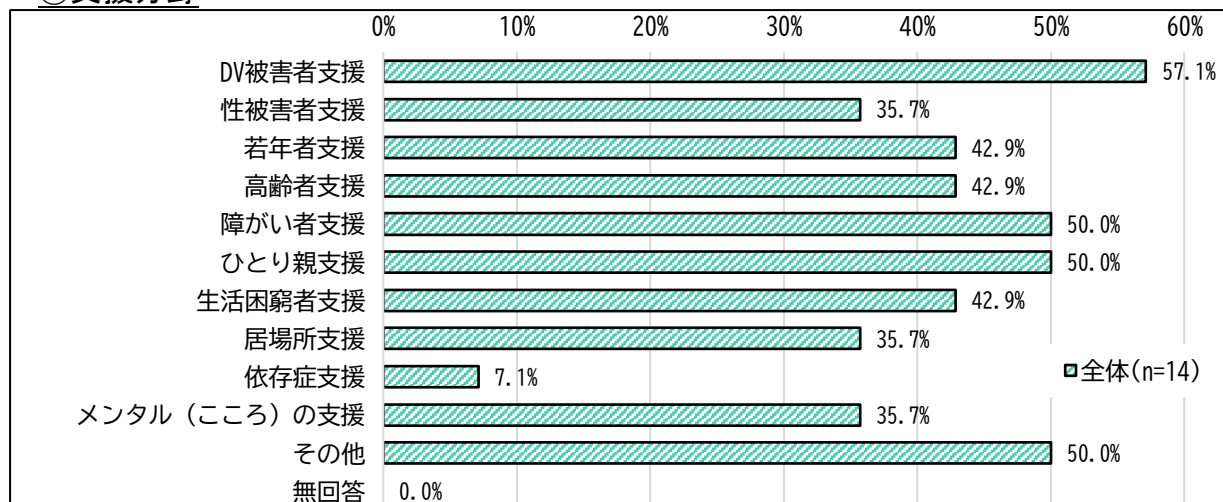
	標本数 (人)	団体種別					
		任意団体	一般社団法人	公益社団法人	NPO法人	その他 (社会福祉法人)	
全体 (単純集計)	14	2 14.3%	1 7.1%	1 7.1%	7 50.0%	3 21.4%	
スタッフ数	1人	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	
	2人以上5人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	
	5人以上10人未満	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	
	10人以上20人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	
	20人以上	1	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%
		6	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%

また、スタッフ数と団体種別についてみると、「20人以上」に占める割合は、NPO法人が最も多く、33.3%、次いで、各団体が1機関ずつで同率16.7%となっています。

「10人以上20人未満」では、その他（社会福祉法人）が66.7%と最も多く、次いで、NPO法人が33.3%となっています。

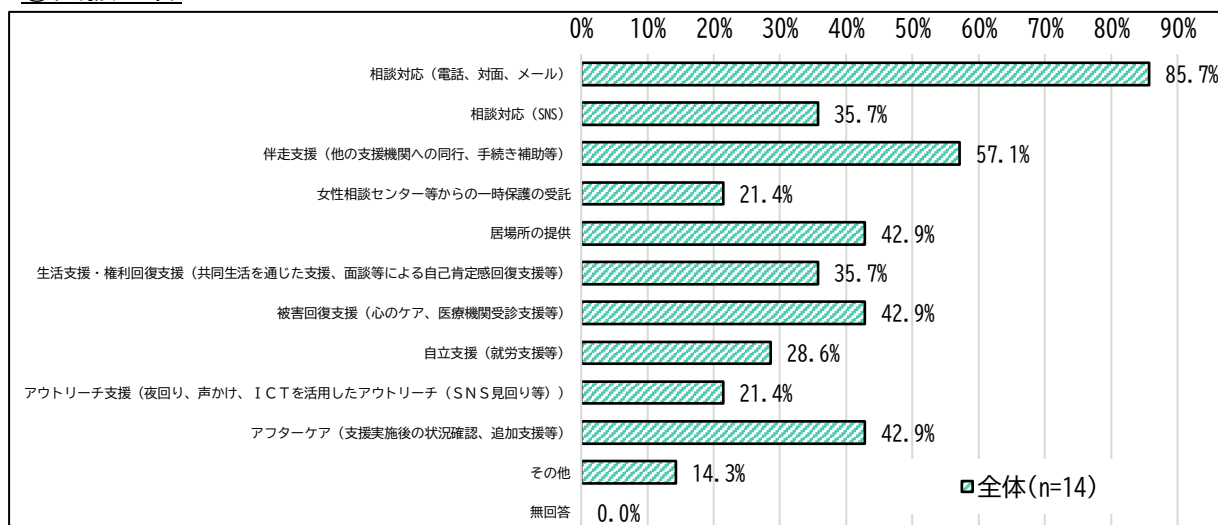
「5人以上10人未満」では、NPO法人と任意団体が1機関ずつで同率50.0%となっており、「2人以上5人未満」では、NPO法人が2機関で100%となっています。最後に、「1人」では、NPO法人が1機関で100%となっています。

④支援分野



支援分野で見ると、「DV被害者支援」が8団体(57.1%)と最も多く、次いで「障がい者支援」、「ひとり親支援」がそれぞれ7団体(50.0%)となっています。その他の分野も3割以上の団体で支援が実施されており(「依存症支援」のみ約1割)、多くの民間支援団体でも複数の分野に跨って支援が実施されていることが分かります。

⑤支援内容



支援内容を見ると、「相談対応(電話、対面、メール)」が12団体(85.7%)と最も多く、次いで、「伴走支援(他の支援機関への同行、手続き補助等)」が8団体(57.1%)となっています。

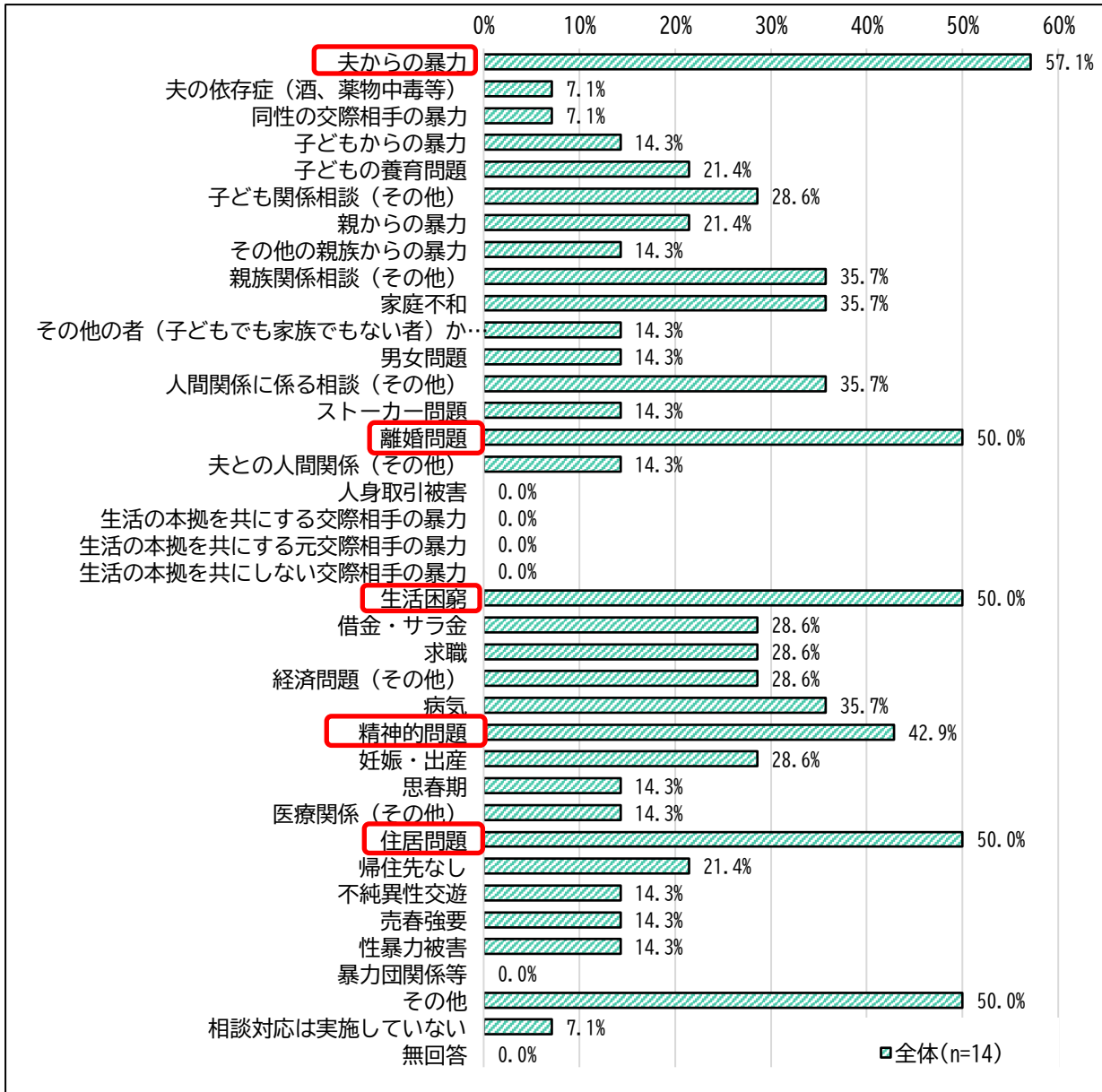
また、「居場所の提供」、「被害回復支援(心のケア、医療機関受診支援等)」、「アフターケア(支援実施後の状況確認、追加支援等)」もそれぞれ6団体(42.9%)となっています。

なお、行政支援機関での取組が進んでいない「相談対応(SNS)」(5団体(35.7%))や「アウトリーチ支援(夜回り、声かけ、ICTを活用したアウトリーチ(SNS見回り等))」(3団体(21.4%))について、県内に実施団体があることが分かります。

⑥相談対応状況

県が実施したアンケートへの回答によると、令和4年度（2022年度）に民間支援団体が対応した相談件数は3,166件となっています。（また、行政支援機関を含めた全体では16,163件となっています。）

⑦主訴別相談内容



主訴別相談内容をみると、「夫からの暴力」について8団体（57.1%）が対応しており最も多く、次いで「離婚問題」、「生活困窮」、「住居問題」がそれぞれ7団体（50.0%）となっています。

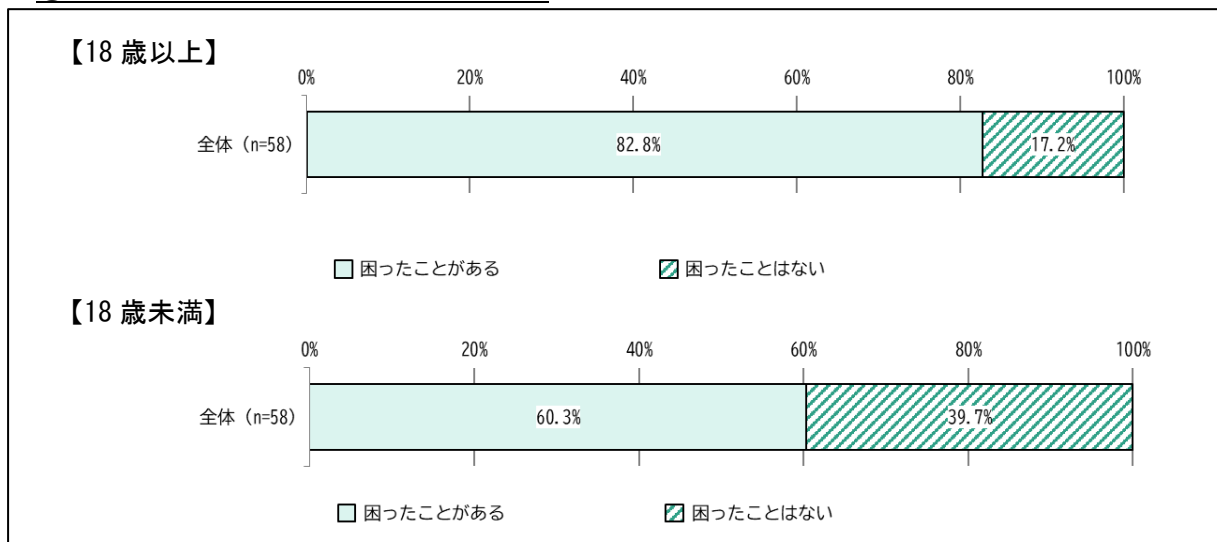
また、熊本県女性相談センターにおける相談の主訴として最も多かった「精神的問題」についても、6団体（42.9%）が対応しており、多くの相談が寄せられていることが分かります。

全体として、民間支援団体においても、熊本県女性相談センターといった行政支援機関と同様、非常に多岐にわたる相談に対応している実態があります。

(3) 現状③：行政支援機関や民間支援団体の抱える課題

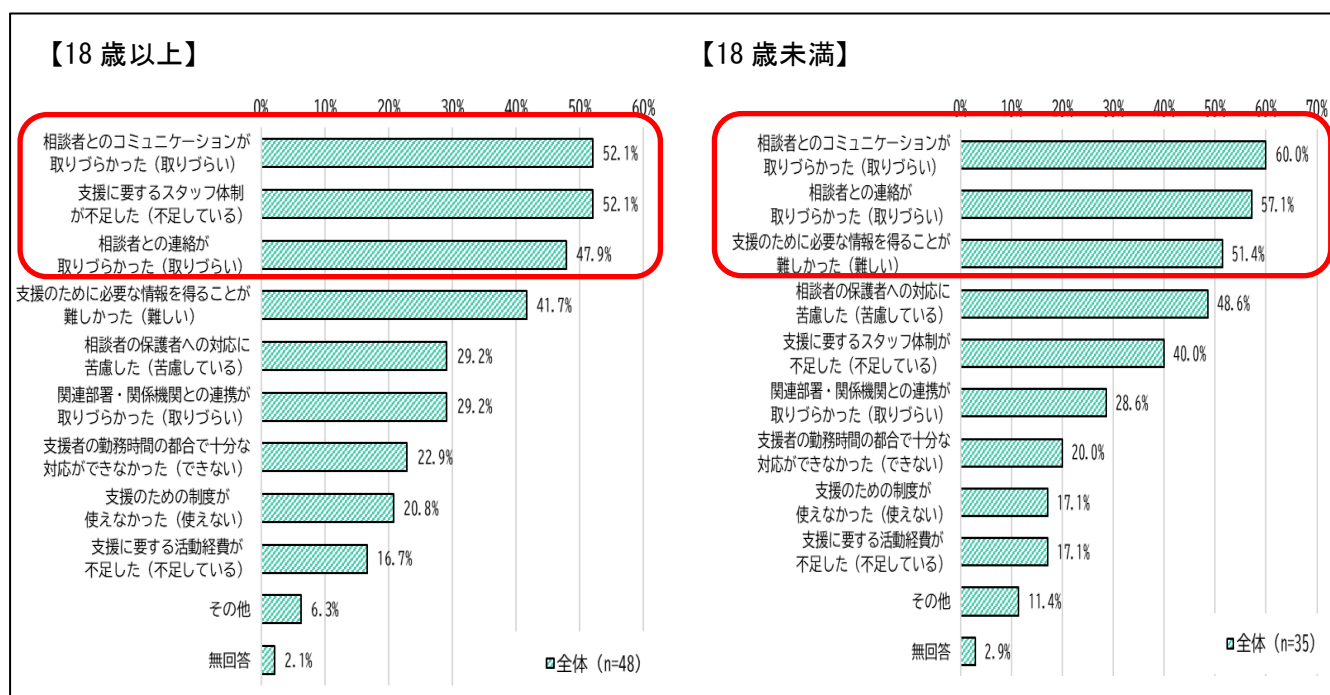
行政支援機関・民間支援団体において、困難な問題を抱える女性への支援を実施する中で、どのような課題や困りごとを抱えているのかについて、アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、その現状を確認しました。

①支援をする上で困ったことの有無



支援を実施する上で困ったことの有無を確認したところ、「18歳以上」、「18歳未満」いずれの困難な問題を抱える女性においても、困ったことがあるが多くなっており、特に「18歳以上」では「困ったことがある」が82.8%と殆どの支援機関・団体で課題を感じていることが分かります。

②支援をする上で困ったことの内容



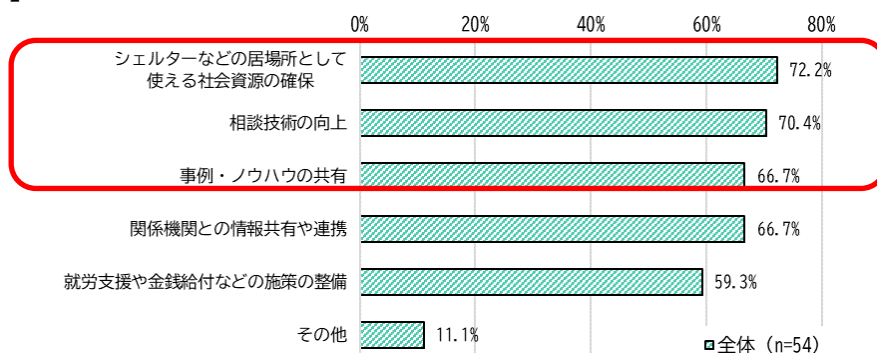
支援をする上で困ったことの内容については、「18歳以上」、「18歳未満」いずれにおいても、「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった（取りづらい）」が最も多くなっており、特に「18歳未満」においては、60.0%と「18歳以上」の52.1%よりも多くなっています。

また、追加で実施したヒアリング調査において、コミュニケーションに係る課題（「相談者との連絡が取りづらかった（取りづらい）」を含む。）の具体的な内容について聞き取ったところ、支援対象によって具体的な内容に違いはあるものの、概ね以下のような意見が聞かれました。

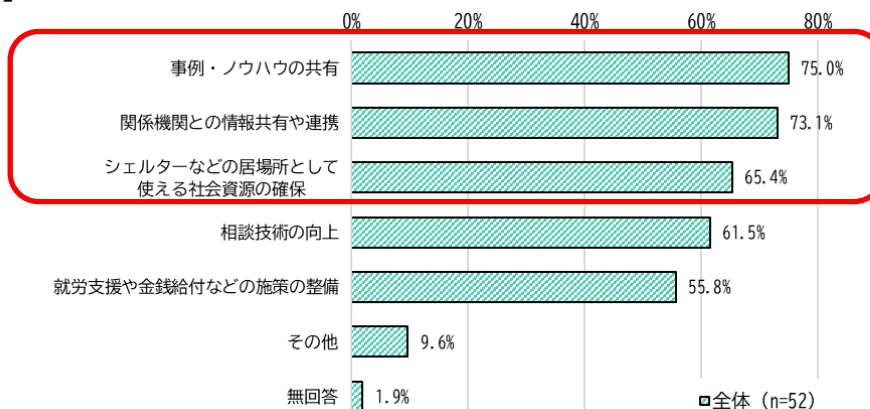
1	本人に自覚がなかったり、うまく表現ができなかったりすることで、困り感が分かりづらい。
2	DV ケース等、加害者の存在もあり、連絡が取りづらい。
3	面会の予定を立てても、約束が守れない。
4	本人が継続的な支援を希望せず、繋がり続けることが難しい。

③支援をする上で改善が必要なこと

【18歳以上】



【18歳未満】



支援を実施する上で改善が必要なことについては、「18歳以上」では、「シェルターなどの居場所として使える社会資源の確保」が72.2%で最も多く、「18歳未満」では、「事例・ノウハウの共有」が75.0%と最も多くなっています。

どちらの回答も互いに上位3つまでの回答に含まれているものの、特に18歳未満の未成年の若年女性への対応については、そもそも相談対応経験が少なく、どのように対応してよいか悩みを感じている支援機関・団体が多いことが窺えます。

④困難な問題を抱える女性への支援の具体的な事例

18歳以上の困難な問題を抱える女性における事例	
1	性暴力を受けた若年女性を一時保護したケースにおいて、一時保護後の居場所を探す際に、実際に支援を行う居住地の自治体とサービスを提供する住民票上の住所地の自治体とで管轄が異なることで、連携がスムーズに運ばず、支援のしにくさや難しさがあった。
2	長年の引きこもりで経済基盤がないことから苦しい思いをしながらも親との生活を余儀なくされている方について、カウンセリング等の支援を提供していたが、親の干渉で中断せざるを得なくなったケースがあった。
3	知的障害のある特定妊婦のケースで、子への愛情はあるが養育能力が不足しており、サポート体制に苦慮した。
4	外国人の妻に対する夫からのDVケースへの対応において、当事者の友人の協力があり助かったが、言葉、コミュニケーションの問題が難しかった。

18歳未満の困難な問題を抱える女性における事例	
1	若年女性が妊娠し誰にも言うことができず出産したケースにおいて、父親は認知せず母子家庭となった。精神的不安、経済的不安、社会的孤立等様々な困難さを抱えて生活することになった。
2	未婚・DV被害女性（妊娠初期）について、特定妊婦のため、児童相談所ではなく、女性一時保護所へ入所することになった。なお、家族等からの支援を得ることが難しく、退所先の居場所もなく、出産まで民間シェルターへ入所し支援をつないだが、民間シェルターでの入所期間も長期化することになった。
3	関係機関・窓口との関わりを拒絶する家庭への対応に苦慮するケースがあった。

その他年齢を問わない事例	
	<ul style="list-style-type: none"> ・不穏全般（希死念慮・過呼吸・パニック発作など） ・薬物の過剰摂取・自傷・緊急搬送 ・DV等からの保護・避難時の荷物搬出・引越し支援等 ・事故・トラブル発生時の警察対応 ・性被害 ・デートDV ・生活困窮（ホームレス・所持金0など） ・金銭トラブル・金銭管理 ・一人暮らし移行支援 ・不安の傾聴 ・その他（犯罪更生・性の問題・就労支援・DVからの避難に伴う経済的不安など）

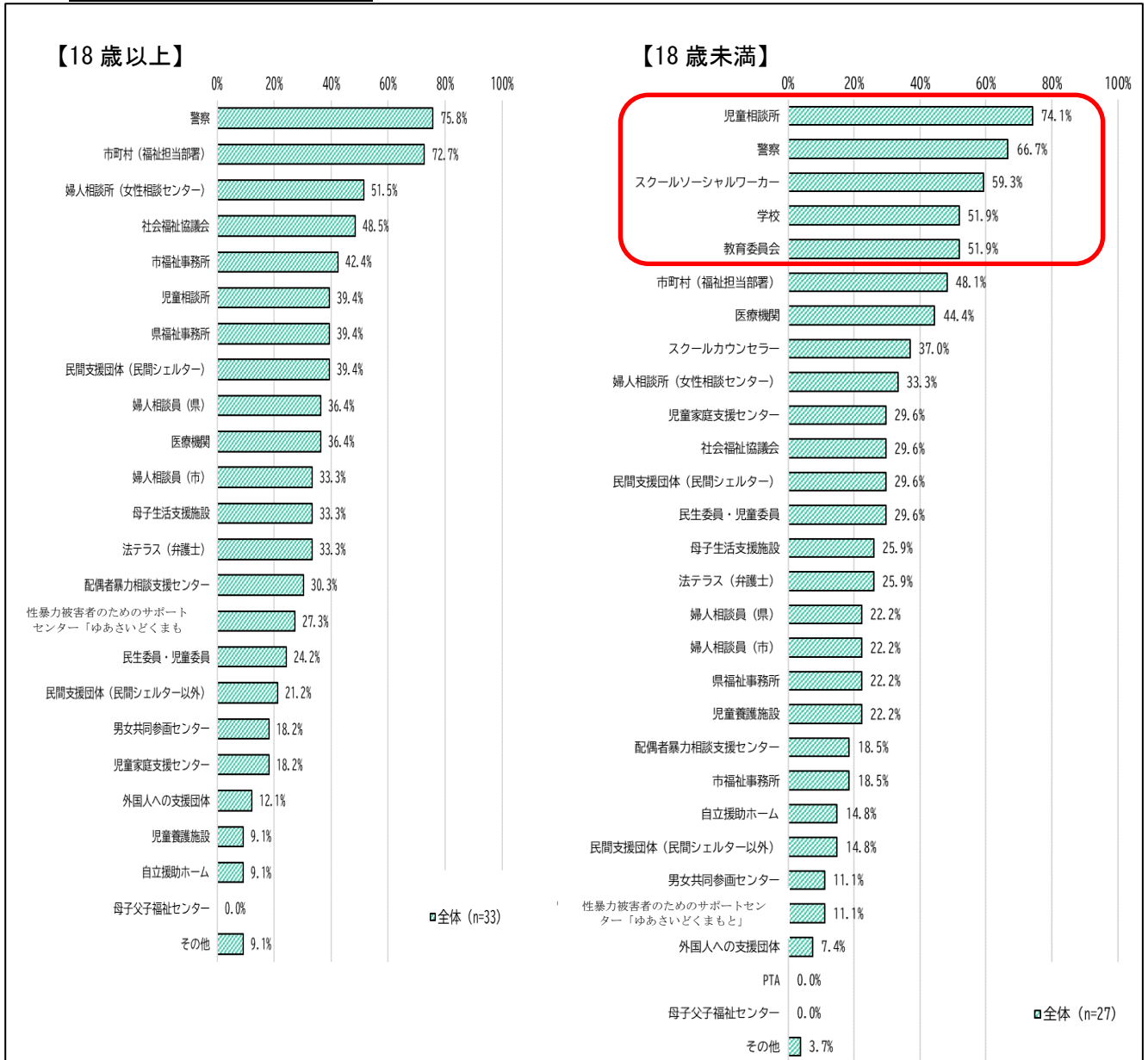
上記は、困難な問題を抱える女性への支援の具体的な事例について記述式で回答を得たものを一部抜粋した内容となりますが、「18歳以上」、「18歳未満」とも非常に深刻かつ多様で複雑な課題を抱えていることが分かり、支援機関においても、単独での対応に苦慮している状況や、障がいがある方への支援や特定妊婦など、特別な配慮や専門性の高い支援が必要とされるケースが多いことが窺えます。

(4) 現状④：他機関との連携状況

困難な問題を抱える女性への支援においては、その抱えている課題が多様化、複合化、複雑化していることから、他機関との連携により対応することが必要とされています。

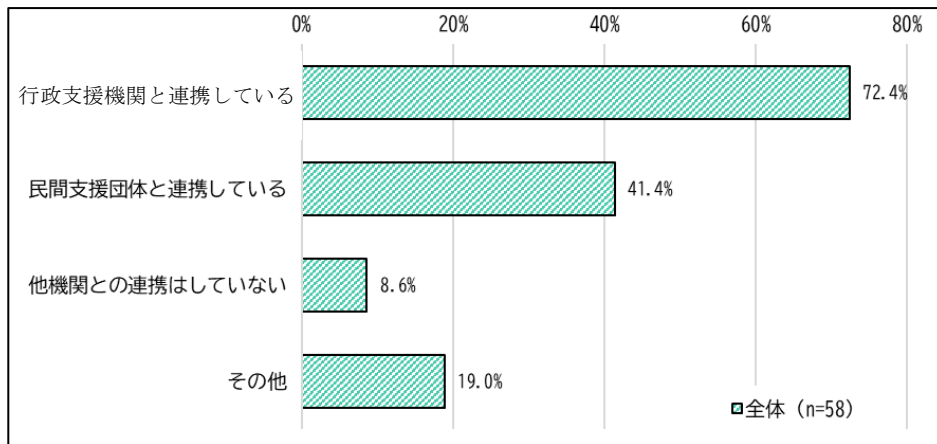
以下は、アンケート調査及びヒアリング調査から得た行政支援機関・民間支援団体における他機関との連携の状況です。

①他機関との連携の状況



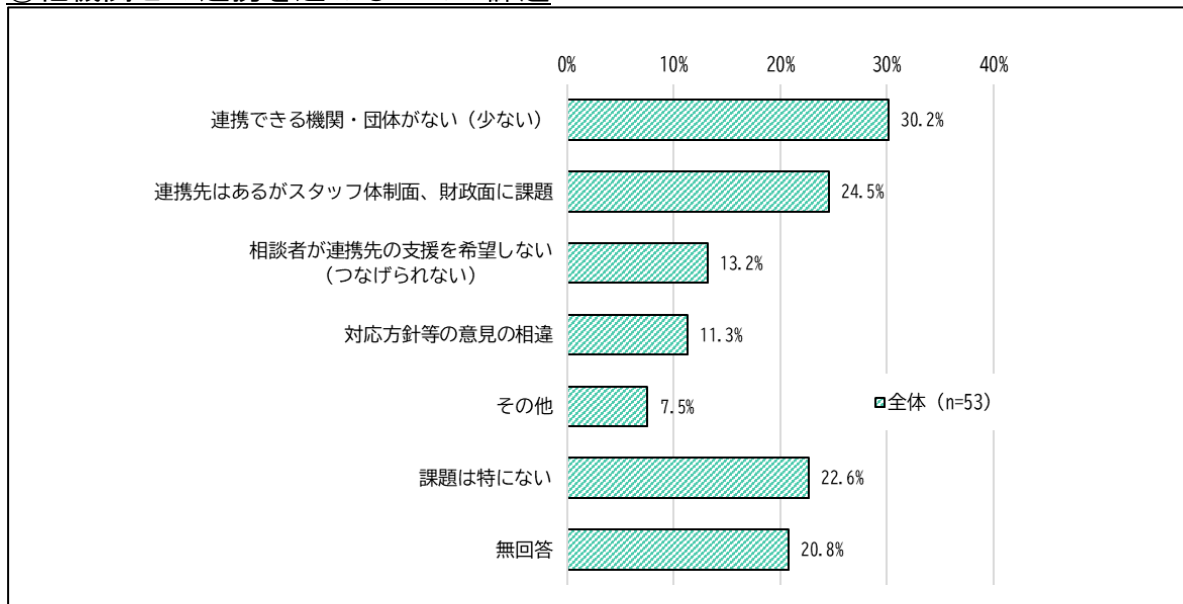
他機関との連携状況については、「18歳以上」、「18歳未満」共に、非常に多岐に渡る機関等と連携していることが分かります。

支援対象の年齢による違いに着目すると、「18歳未満」においては、児童相談所やスクールソーシャルワーカーなど、児童・教育関係の機関との連携が多いことが窺えます。



なお、支援機関全体の連携の傾向については、「行政支援機関と連携している」割合が最も多く 72.4%となっており、次いで、「民間支援団体と連携している」が 41.4%となっています。民間支援団体との連携が半数以下となっている背景として、行政支援機関に比べ、民間支援団体の総数が少ないこともありますが、追加のヒアリング調査において、民間支援団体から他の民間支援団体を良く知らないという意見も多く聞かれたことから、民間支援団体同士の横の繋がりが進んでいないことも影響していると考えられます。

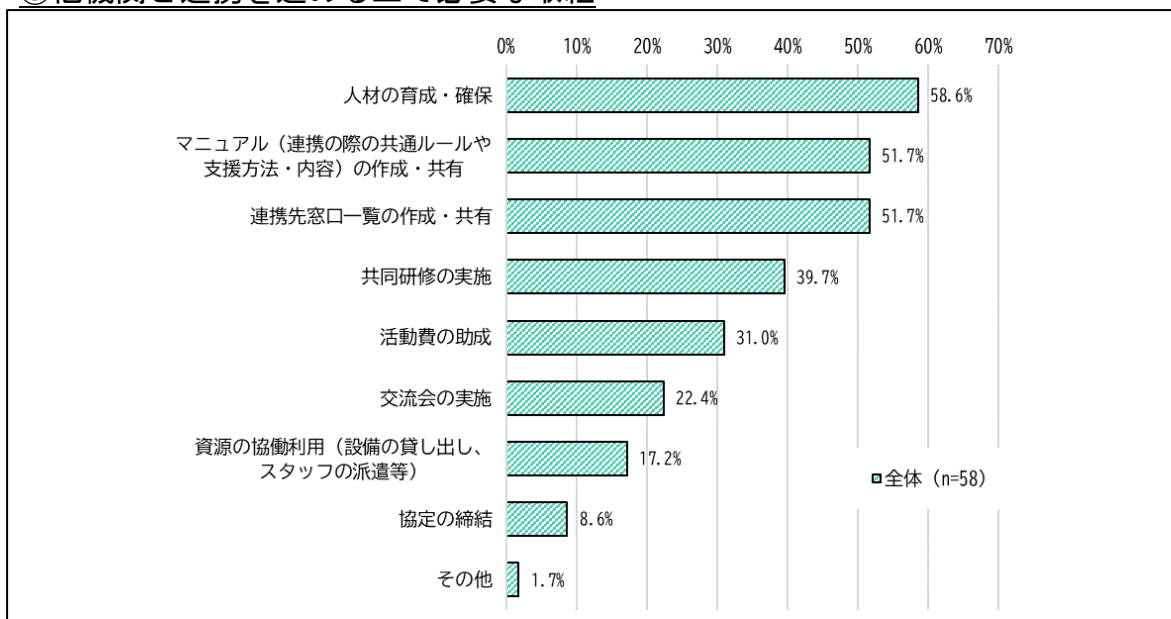
②他機関との連携を進める上での課題



他機関との連携を進める上での課題については、「連携できる機関・団体が少ない」が最も多く 30.2%、次いで、「連携先はあるがスタッフ体制面、財政面に課題」が 24.5%となっています。

ヒアリング調査においては、特に行政支援機関から、民間支援団体に関して、連携を進めたい希望はあるが、体制面の問題から必要なときに連携ができなかった等、スタッフや支援施設の規模等の体制面の強化を望む意見が多く聞かれました。

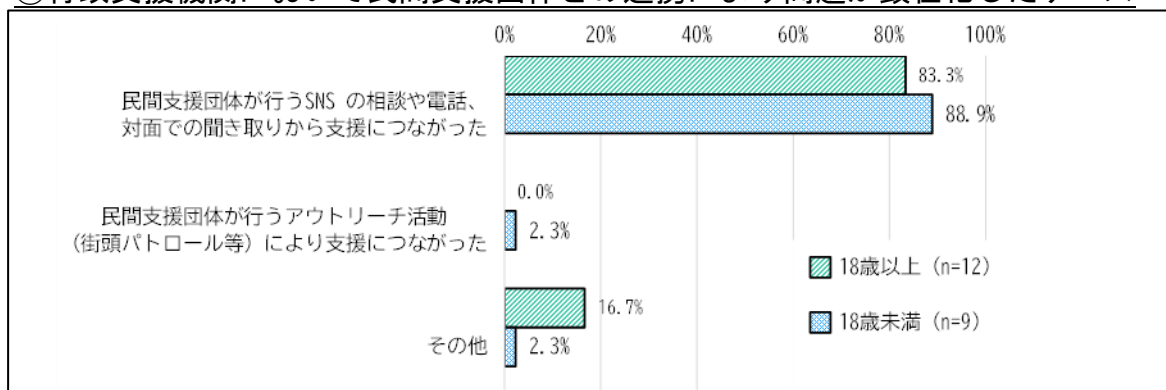
③他機関と連携を進める上で必要な取組



他機関との連携を進める上で必要な取組については、「人材の育成、確保」が最も多く 58.6% となっており、次いで、「マニュアル（連携の際の共通ルールや支援方法・内容）の作成・共有」及び「連携先窓口一覧の作成・共有」が同率で 51.7% となっています。

また、「共同研修の実施」（39.7%）や「交流会の実施」（22.4%）など、支援機関・団体同士が知り合う機会を求める回答も合わせると 62.1% と非常に多くなっています。

④行政支援機関において民間支援団体との連携により問題が顕在化したケース



行政支援機関に対し、民間支援団体との連携により問題が顕在化したケースについて「18歳以上」と「18歳未満」の支援対象に分けて尋ねたところ、いずれも「民間支援団体が行うSNSの相談や電話、対面での聞き取りから支援に繋がった」とする回答が最も多くなっています。

ヒアリング調査からも、民間支援団体においては、行政支援機関よりも柔軟かつ機動的な対応ができる強みがあることから、SNSを用いた相談支援における連携や、緊急性や危険性が低い場合の居場所支援の提供、若年女性に対する相談対応等における連携を望む声が多く聞かれました。

(5) 現状⑤：対策の強化が必要と思われる困難な問題を抱える女性の実態

県内における困難な問題を抱える女性への支援の状況について、行政支援機関及び民間支援団体へのアンケート調査やヒアリング調査を進める中で、多岐に渡る分野及び対象に対して支援を提供している実態が確認できた一方、従来の手法による支援では支援窓口と繋がらない、若しくは繋がりにくい傾向にある困難な問題を抱える女性の存在が見えてきました。

具体的には、比較的若年（未成年～20代）の世代で、家庭環境や家族との関係において課題を抱えている場合が多く、孤立しており、また、疾病や障がいがある場合も多く、その他、幼少期の虐待や性暴力等の被害の経験から、心身の成長や学習面での問題を抱え、社会に出てからの困難さ（男性トラブル、借金、暴力被害等）を抱えているなどの状況がみられます。

また、こうした状況にある方の多くが、自身が抱える問題についての自覚が薄かったり、支援への抵抗感から、積極的に支援機関と繋がろうとせず、また一旦は繋がっても、支援機関と上手く折り合えず、繋がりが途切れてしまい、次に支援と繋がったときには、既に問題がより深刻化してしまっているといった状況が起こりやすく、支援を提供する上でも困難が伴う場合が多いとの声が聞かれました。

なお、現状の支援は、官民ともに相談窓口につながった方を自機関で支援するか、専門とする分野が異なる場合は、より適切な支援機関に繋いでいく線的な流れの支援が主流となっています。しかし、多分野に渡って複合的な問題を抱えているケースにあっては、まずは、支援対象者について、複数の専門機関が連携して、状況把握を行い、適切な支援を段階的、重層的に提供していくといったことが求められてくると考えられます。

更に、問題の根幹には、社会に出て仕事をし、良好な人間関係を構築し、生活をしていくための様々な手本となる大人が身近にいない家庭環境で育ったという背景があると考えられ、そうした中で、問題を一層複雑化するトラウマ体験（虐待や性被害等）を抱える方も多いことから、世代を超えた困難の連鎖が生じていることが懸念されます。

<対策の強化が必要な困難な問題を抱える女性が置かれている状況の例>

女性の状態像	背景	抱えている（抱える恐れのある）困難な問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的若年の世代 ・ 孤立している ・ 疾病、障がいがある（若しくはその疑いがある。） ・ 心身の成長や学習面での問題を抱えている ・ 売春や風俗が主な収入となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族関係の破綻 ・ 虐待、性暴力・性被害の経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅先なし ・ 貧困 ・ 就業困難 ・ 借金 ・ 犯罪被害（DV、性暴力含む） ・ 予期せぬ妊娠
支援機関と繋がっていない（繋がろうとしない）主な理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の状況を問題と感じていない。 ・ 支援機関や支援内容を知らない。 ・ 支援機関や支援内容を知っているが相談することにハードルを感じている。 ・ 支援機関や支援内容を知っているが手続きにハードルを感じている。 ・ 支援機関や支援内容を知っているが提供される支援内容と支援ニーズが合わない。 ・ 支援機関と繋がるための手段が限られている。（金銭的問題から携帯電話が使えない等） ・ 家庭環境等から必要な検診等を受診できず、支援機関と繋がる機会を得られていない。 		

<世代を超えた困難の連鎖のイメージ>



『参考 特定妊婦への支援状況』

困難な問題を抱える女性のうち、こどもから社会人になり立ての世代等の若年女性については、これまで十分な対策が取られて来なかった状況があり、そのうち、実態把握を進めている特定妊婦については、近年、県では以下のとおり支援体制の拡充に取り組んでいます。

（再掲：特定妊婦）

児童福祉法において「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」のこと。（ex. 精神的な問題を抱えていたり、経済的に困窮している妊婦等）

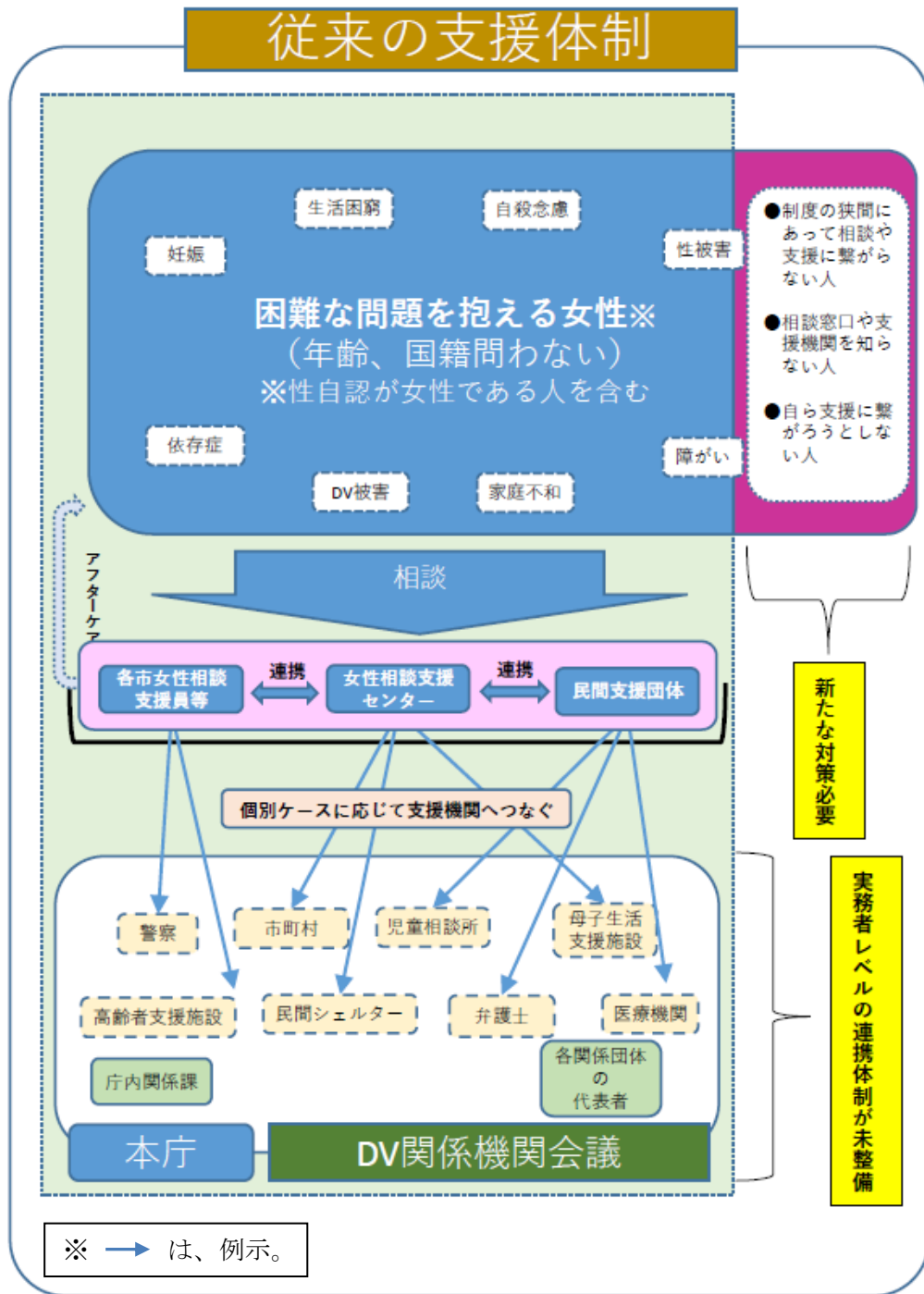
1. 特定妊婦等への支援

- ・ 特定妊婦等の把握や相談支援を行うため、「産前・産後母子支援事業（※）」を実施しています。（県内の医療機関への委託により実施。）
- ・ 令和4年（2022年）10月からは、特定妊婦等が安心して生活を行うための居場所の提供による支援も実施しています。
※令和6年度（2024年度）からは児童福祉法に規定された「妊産婦等生活援助事業」として実施

（県内（熊本市を除く）の特定妊婦の数）

- 令和元年度末：62人
- 令和2年度末：129人
- 令和3年度末：85人

<従来の支援体制と課題>



- 従来の婦人保護事業においては、待ち受け型の相談体制となっており、相談を受けた相談窓口が、必要に応じて支援機関・団体に繋いでいく「線的な流れ」の支援が主流となっています。
- そのため、困難な問題を抱えていても自ら支援と繋がろうとしない方への支援が十分でない状況があり、また、相談を受け付けた場合も、機関・団体同士の横の連携が十分でないために、適切な繋ぎ先を見つける上でも課題が生じています。
- さらに、複数の支援機関による包括的な支援を必要とするケースへ対応するための連携体制が未整備な状況です。

(6) 課題①：本県における課題

行政支援機関・民間支援団体における対応状況や、アンケート及びヒアリング調査により把握した対策の強化が必要となる支援対象者の特徴等を踏まえ、以下のとおり本県における課題を整理しました。

① 支援対象者の早期発見と支援制度等のより分かりやすい情報提供

困難な問題を抱える女性の中には、育ってきた環境や、過去に受けたトラウマ（虐待、性暴力被害等）等の影響もあり、対人コミュニケーションや生活能力に課題を抱え、自ら外部に助けを求めることをしないなど、問題を抱えたまま潜在化し、支援対象者として把握することが難しい人がいます。そのため、支援機関においては待ち受け型の相談支援に加えて、アウトリーチ支援等により、できる限り早期に支援対象者を発見し、適切な支援と繋げることが重要です。

また、既存の支援窓口の認知度向上や必要とする方に適切に支援情報が届くように、多言語化を含む、支援制度等のより分かりやすい形での情報提供に向けた取組が必要です。

② 本人の意向を尊重し、包括的かつ繋がり続ける支援の提供

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援対象者が様々な理由により自らの意見を的確に表明することが難しい場合があります。また、若年層の支援対象者によっては、自らの抱えている問題について上手く言葉で伝えることが難しい場合もあります。こうした場合に、相談窓口での対応を誤ると、繋がった支援から支援対象者が自ら離れて行ってしまうことになりかねません。

そのため、相談窓口にあっては、支援対象者には、必要に応じて、被害回復支援を並行して提供しながら、本人が意見表明できるよう手助けをしたり、また、若年層の支援対象者に対しては、できる限り、同じ目線に立って話を聞きながら、本人との信頼構築を図った上で、本人が主体的に相談できる環境を提供していくことが重要となります。

また、困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、自立に繋げるまでには長い時間を要することも想定されます。そのため、支援機関においては、支援対象者本人の意向を良く汲み取りながら、適切な支援情報を丁寧に提供することで、本人の選択を支援し、支援と繋がり続けることを手助けする姿勢が求められます。

③ 適切な居場所支援の提供

ヒアリング調査では、ほぼ全ての支援機関から、居場所支援の資源が不十分という意見がありました。現状、県内の居場所支援としては、熊本県女性相談センターが提供する一時保護所や、民間シェルター、母子生活支援施設等がありますが、一時保護所は利用者の安全確保のため、入所期間中は携帯電話の使用禁止、自由な外出の禁止等の制約があるため、支援対象者からは、敬遠される傾向にあります。

身体に差し迫った危険がない支援対象者であれば、入所時の制約が比較的少ない民間シェルター等の利用が望ましい場合もありますが、県内の民間シェルター

の規模はいずれも小さく、満床により利用できないことも少なくありません。

また、中長期的な自立支援が必要な方に向けては、当県には女性自立支援施設がないため、母子生活支援施設等への措置等により対応しているところですが、要件等に合致しない単身女性への支援は手薄な状況となっています。

その他、支援機関からは、特に支援と繋がりにくい傾向にある若年女性等において、スポット的（一晩だけ等）に利用できる居場所支援のニーズが多いという意見も多くありました。

④ アフターケアの実施体制の構築

熊本県女性相談センターにおいては、一時保護の退所者等に係るアフターケアを、希望者に対して、自立先の地域の支援機関と連携しながら取り組んでいます。体制面から十分に実施できていない状況です。

なお、アフターケアにおいては、支援対象者の意向を確認することが重要であり、本人が望まない場合に一方的な連絡等を行うと、場合によっては様々なリスク（支援機関との繋がりをDVの加害者に知られて再加害を誘発してしまう、連絡を煙たく感じた支援対象者との繋がりが途切れてしまう等）があることに注意が必要です。

⑤ 中核支援機関の体制強化

困難女性支援法に基づく中核支援機関として位置づけられる女性相談支援センター（熊本県女性相談センター）及び女性相談支援員は困難な問題を抱える女性への支援において、支援対象が広がることによる負担増大や、これまで以上のきめ細かな相談対応の必要性（アウトリーチ支援やアフターケアの充実、若年層等特色のある支援対象者への相談対応等）、単独の機関としての役割拡充に加え、多機関連携のハブ的な役割が期待されているなど、業務負担も増大することから、増員や職員の資質向上等の支援体制の強化が必要です。

なお、現在、女性相談支援員は県と市の施設にしか配置されていないものの、困難女性支援法第11条第2項において、市町村においても女性相談支援員配置の努力義務が示されたことから、多様な支援対象者にとって最も身近な相談先となる市町村（特に町村）での配置促進が重要となっています。

⑥ 民間支援団体との連携体制の構築、運営支援

困難な問題を抱える女性の課題は、複雑化、多様化、複合化しており、一過性の支援で解決するものではなく、中長期にわたり必要な支援を多段階、多層的に提供していく必要があります。

そのためには、行政支援機関及び民間支援団体の双方がそれぞれの強みを生かし、多様な形で連携し、的確な支援の提供体制を構築していく必要があります。しかしながら、県が実施したアンケート調査では民間支援団体の多くがスタッフ面や運営資金面での課題を抱えていると回答しており、今後、安定的な連携体制を構築していくためには、民間支援団体への運営支援の拡充や設置促進に向けた支援が必要です。

(7) 課題②：DV被害者支援における課題

困難な問題を抱える女性のうち、DV被害者は行政支援機関、民間支援団体双方において最も相談の多い支援対象者となっています。本県では、これまで第4次にわたってDV対策基本計画を定め、「DVをなくし、地域で被害者を支える社会の実現」に向けて取り組んできたところですが、当該計画において「重点項目」として取り組んだもののうち、今後も対策が必要となる課題は以下のとおりです。

① DV未然防止教育の実施強化

DVの根絶に向けては、より若い世代への未然防止教育の取組が効果的であることから、県のDV基本計画（第4次計画）の目標として、DV未然防止教育の全高等学校（90校：計画策定当時）での実施及び受講者数延べ14万人（令和5年度末（2023年度末））の達成及び県内中学校10校での開催を目指しました。

しかしながら、当該事業は実施を希望する学校から要望を受けて開催する方式であること、また、令和元年末（2019年末）からのコロナ禍の影響もあり、実施校数が減少してしまったこと等もあり、目標どおりの実施に至りませんでした。

なお、今後もDV未然防止教育の重要性は変わらないことから、引き続き、中学校や高校等へのDV未然防止教育の強化が必要です。加えて、中学校や高校に限らず、それぞれの年齢に応じた適切な未然防止教育の在り方について検討し、より幅広い対象への実施についても目指していく必要があります。

② 地域で被害者を支える体制の強化

現在、DV被害者への支援は、再被害を防止する観点から、DV被害者を別の地域へ「逃がす支援」が主流となっていますが、現在県では、DV被害者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるように地域の支援機関が在宅のDV被害者を見守り支援する「逃げない支援」を広めることを目指し、DV加害者への対応も含めたノウハウをとりまとめた「熊本県DV被害者総合支援ガイドライン」（令和元年度（2019年度）策定）を用いた支援機関の職員向けの研修を毎年実施しています。

しかしながら、在宅DV被害者への見守り支援の実践には至っていない地域が未だ大多数であることから、今後は、配偶者暴力相談支援センターの市町村における設置促進等による体制の強化や、より実践的な実効性のある研修を導入するなど、対策の強化が必要となっています。

なお、その他の重点項目については、先に記載している困難な問題を抱える女性への支援に係る各課題に包摂されるものとして整理します。

【参考】

熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）の重点項目

重点項目	具体的目標
<p>★より若年層からの未然防止教育の実施</p>	<p>中学校や高校等へのDV未然防止教育の強化</p> <p>①高校生等を対象としたDV未然防止教育の実施校数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状（H29）82校（延べ391校）⇒目標（H35）90校 ※県内の高等学校数：90校（H30.11月時点） <p>②高校生等を対象としたDV未然防止教育の受講者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状（H29）延べ9万3千人⇒目標（H35）延べ14万人 <p>③中学校でのDV未然防止教育の実施校数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状（H29）2校⇒目標（H35）10校 ※すべての地域振興局単位で実施
<p>★多様な被害者が安心して相談できる体制の充実</p>	<p>毎年度全窓口（※）の職員を対象とした研修を実施（※）熊本県女性相談センター、県男女共同参画相談室 県福祉事務所（9か所）、市福祉事務所等（19か所）</p>
<p>★地域で被害者を支える体制の強化</p>	<p>毎年度全市町村・福祉事務所の職員及び相談員を対象とした研修を実施</p>
<p>★こどもの安全・安心な成長に向けた支援</p>	<p>具体的目標設定はないが、こどもの心のケアなどに早期対応できる体制の充実を図るための取組を規定（スクールカウンセラーの配置拡大や、要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携強化等</p>

3. 基本理念・施策体系・基本目標

(1) 基本理念：**困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現**

(2) 施策の体系図（施策の柱、具体的施策、取組内容）（★は重点項目）

施策の柱	具体的施策	取組内容
1. 啓発と教育の推進	(1) 年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施★	★①年齢に応じたDVや性暴力等の未然防止のための啓発と教育の実施
	(2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発	①人権教育・学習の充実 ②DVや性暴力被害等の理解促進に向けた広報・啓発の実施 ③県職員等に対する研修
	(3) 相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供★	★①相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供 ★②多様な支援対象者の立場に立った相談窓口の分かりやすい周知
2. 誰一人取り残さない相談体制づくり	(1) 早期発見のための取組の強化★	★①関係機関との連携強化による早期発見 ②被害者の身近な立場にいる関係者への理解促進 ★③SNS等の相談体制の充実 ④相談・通報の周知及び適切な対応
	(2) 人材育成・研修の充実★	★①多様な支援対象者に適切に対応するための人材育成・研修の充実
	(3) 多様な支援対象者が安心して相談できる体制の充実	①女性相談センターの相談体制の強化及び他の支援機関との連携強化 ②警察の相談業務の充実 ③あらゆる支援対象者が安心して相談できる体制の充実 ④適切な苦情処理体制の確立
3. 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充	(1) 安全・安心の確保	①関係機関の連携強化による安全・安心な保護体制等の確保 ②民間シェルター等の取組への支援と連携の強化 ③警察による安全確保の取組
	(2) 多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築★	★①様々な立場・状況の支援対象者に配慮した対応 ②きめ細かなケースワーク及び心理的ケア ③一時保護所入所者の同伴家族への適切な対応 ④県域を越えた取組の推進 ★⑤支援のきっかけとなる居場所支援等の提供
	(3) 保護命令制度に対する適切な対応	①保護命令に関する支援の充実 ②警察における取組
4. 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施	(1) 地域で支援対象者を支える体制の強化★	★①関係機関・団体等による地域での見守りや自立支援の体制の強化
	(2) こどもの安全・安心な成長に向けた支援	①こどもの安全・安心な生活環境の確保 ②適切な配慮を受けられる就学・保育の機会確保 ③こどもの性暴力被害の防止に向けた取組の強化
	(3) 生活基盤の安定に向けた支援	①住宅確保の支援 ②就業支援 ③生活支援及び心理的ケア
	(4) 各種制度の円滑な利用に向けた支援	①各種制度の安全かつ円滑な利用に向けた連携・協力体制の強化 ②法律相談等の実施
5. 関係機関・団体との連携等による支援体制の強化	(1) 支援体制の強化★	★①中核支援機関の機能強化 ②支援調整会議の設置 ★③地域における支援体制の強化に向けた取組 ④民間支援団体の育成・支援
	(2) 加害者への対応に関する取組	①加害者更生の支援 ②アルコール・薬物等依存症対策の充実 ③民間支援団体と連携したDV加害者プログラムの実施 ④アフターケアを通じた再加害の抑止

(3) 基本目標

現状に基づく課題及び整理した施策体系に基づき、以下の目標を設定します。

基本目標Ⅰ：若年層及び教育機関でのDV等の未然防止のための啓発と教育の強化
・・・具体的施策「年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施」

- 年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施
★数値目標：受講者数 R10年度末：10万人
- 教職員等を対象としたDV等の未然防止教育研修の実施
★数値目標：受講者数 R10年度末：250人

基本目標Ⅱ：行政相談窓口や支援制度の認知度向上及び分かりやすい情報提供の実施
・・・具体的施策「相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供」及び「各種制度の円滑な利用に向けた支援」

- 熊本県女性相談センター、市町村及び福祉事務所の窓口で提供する各種支援の要件等が分かりづらかったり知られていないために、必要な支援が行き届かないといったことがないよう、対応窓口に係る認知度向上を図るための広報の強化や、既存の外部向けの説明資料の点検を実施し、必要な見直しを行う。

＜具体的な取組の例＞

- ・ 行政の相談窓口を一覧化し、HP等への掲載や関係機関等へ配布
- ・ 行政の提供する支援制度に係る説明資料を作成し、HP等への掲載や関係機関等へ配布
- ・ 上記について多言語化やより分かりやすい内容への見直し等を推進
- ・ SNS広告等、支援を必要とする方に届く新たな広報の実施

基本目標Ⅲ：アウトリーチ支援に繋がる新たな居場所支援の実施

・・・具体的施策「多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築」

- 既存の支援窓口に繋がりにくい若年層の困難な問題を抱える女性を支援に繋げるため、気軽に立ち寄れる居場所支援と相談支援を組み合わせた新たな手法によるアウトリーチ支援ができる居場所を設置する。
★数値目標・・・R10年度末：1か所以上の設置

基本目標Ⅳ：女性相談支援員等の資質向上

・・・具体的施策「人材育成・研修の充実」及び「支援体制の強化」

- 若年層への相談対応等、支援対象者に応じた適切な対応スキルの習得など資質向上を図るための研修（民間支援団体を講師とした研修等）を毎年実施する。
- SNS相談対応等に対応するための資質向上を図るための民間支援団体の職員等も対象とした研修を毎年実施する。

基本目標Ⅴ：地域における支援体制の強化に向けた支援

・・・具体的施策「支援体制の強化」

- 市町村職員や民生委員・児童委員の対応力強化を図る。
(研修による意識啓発等を通じて、市町村計画の策定や町村への女性相談支援員の設置を促す。また、民生委員・児童委員においては、法の趣旨の理解促進を通じて、支援を必要とする方を発見し、市町村等に繋ぐ役割等の強化を図る。)

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容

前章で設定した基本目標の達成等に向けて、施策体系に基づき、以下のとおり取り組みます。

1 啓発と教育の推進

(1) 年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施【★重点】

被害者にも加害者にもならないよう、若年層におけるDV及び性暴力被害等に係る未然防止のための啓発と教育を実施します。

【現状と課題】

- DVや性暴力等の被害者にも加害者にもならないためには、若い時期に正しい知識について学ぶことが有効であるため、本県では若年層に対する未然防止教育に力を入れています。これまで、DVについては高校等に外部講師を派遣し、DVの種類、実態、特性などについて学ぶ「DV未然防止教育」と、各学校における自主的なDV未然防止教育の実施等を目的とした「DV未然防止教育に係る教職員研修会」を実施してきました。
- DV未然防止教育については、平成15年度(2003年度)から令和5年度(2023年度)までに計565校、延べ125,775人を対象に、DV未然防止教育に係る教職員研修会については、平成20年度(2008年度)から令和5年度(2023年度)までに計17回、480人を対象に実施しました。
- 性暴力被害未然防止のための啓発については、公益社団法人くまもと被害者支援センターが性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとの広報啓発事業の一つとして学校での出前講座を実施しています。
- その他、子ども達が身近にいる信頼できる大人にSOSを出せるようにすることや、身近にいる大人がそれを受け止め、適切な支援ができるようにすることを目指す教育や体制づくりも重要です。

【具体的取組】

① 年齢に応じたDVや性暴力被害等の未然防止のための啓発と教育の実施【★重点】

- ・ 人権の尊重や男女の相互理解・協力など、人として望ましい在り方を身につけるため、講師派遣、WEB講座の実施等により年齢に応じたDV未然防止教育や性暴力被害未然防止のための啓発を実施します。
- ・ さらに、学校において被害が発生した場合に、適切な対応がとれるよう教職員等を対象とした未然防止教育を実施します。
- ・ 教育委員会においても、教職員を対象に指導育成を目的とした研修を実施します。
<子ども家庭福祉課、子ども未来課、人権同和政策課、私学振興課、学校安全・安心推進課、くらしの安全推進課>

【具体的目標】

基本目標Ⅰ：若年層及び教育機関でのDV等の未然防止のための啓発と教育の強化

- 年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施
★数値目標：受講者数 R10年度末：10万人
- 教職員等を対象としたDV等の未然防止教育研修の実施
★数値目標：受講者数 R10年度末：250人

(2) 暴力根絶に向けた県民への広報・啓発

暴力根絶に向け、あらゆる機会を捉えた県民への広報・啓発を推進します。

【現状と課題】

- DV防止法第 24 条により、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとされています。
- また、「熊本県人権教育・啓発基本計画」(平成 16 年(2004 年)3 月策定、令和 2 年(2020 年)12 月第 4 次改訂)に基づき、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るための取組も進めてきました。
- 暴力根絶を図るためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要であるため、県では、毎年 11 月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン」の実施期間とし、女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を根絶するため県民への意識啓発に取り組んできました。
- 暴力根絶に向けては、関係機関が緊密な連携を図りながら、あらゆる機会や多様なメディアを通じて県民に対して人権意識の高揚を図るための教育や啓発を継続して実施していくことが重要です。

【具体的取組】

① 人権教育・学習の充実

- ・ 自他の人権を尊重し、命を大切にすることを養うため、今後も学校等における発達段階に応じた人権教育を推進します。
- ・ 県民一人ひとりが自発的意思に基づき学ぶことができるよう学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における学習支援や情報提供に努めます。
- ・ さらに、職場においても人権教育が実施されるよう、研修会等における講師派遣、WEB 講座の実施、啓発資料の提供等を積極的に行い、その取組を支援します。

＜人権同和教育課、社会教育課、人権同和政策課＞

② DV や性暴力被害等の理解促進に向けた広報・啓発の実施

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動(※1)」に合わせ、本県では、毎年 11 月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン(※2)」実施月間とし、女性、児童、障がい者等に対するあらゆる暴力を根絶するため県民の意識啓発を図ります。関係課、市町村も含めた各機関、団体と連携して集中的な広報啓発等を展開し、家庭・社会であらゆる暴力を許さない社会づくりに努めます。

＜子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女参画・協働推進課、くらしの安全推進課、認知症対策・地域ケア推進課、各地域振興局＞

(※1) 女性に対する暴力をなくす運動

国が主唱している運動で、毎年 11 月 12 日から 25 日までを活動期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の意識啓発や、教育の充実を図ることを目的とする運動

(※2) 家庭から暴力をなくすキャンペーン

県内各地において街頭キャンペーン、講演会、ワークショップ、法律講座等を実施

- ・ 県民の人権意識の高揚を図るため、様々なメディアを利用した人権啓発や研修会を行います。

＜人権同和政策課＞

- ・ 性別で役割を固定したり、優劣を決めたりするのではなく、個人の個性と能力を認め合うことができる男女共同参画の視点を浸透させるため、広報誌やインターネット等を利用して啓発を行います。
- ・ 若年者に対する啓発は特に効果的であると考えられるため、小学生向けDVDや中学生・高校生向けの男女共同参画に関する学習資料を作成・配布し、活用を促します。

＜男女参画・協働推進課＞

③ 県職員等に対する研修

- ・ 住民サービスの直接の担い手である県職員等が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような人権感覚を磨くための研修を行います。

(ア) 県職員

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、経験年数や職位、各職場の状況に応じた研修を積極的に行います。

＜人権同和政策課、人事課＞

(イ) 教職員

幼児児童生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう経験年数や担当職務に応じた研修の充実を図ります。

＜人権同和教育課、学校人事課＞

(ウ) 警察職員

県民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

＜警察本部＞

(エ) 市町村職員

市町村においては、自立支援等に係る多岐に渡る行政サービスの担い手となることから、支援対象者と直接対応する場面も多いため、毎年実施する初任者研修等において、従来のDV担当者だけでなく、関連する業務を所管する職員も対象に、困難女性支援法の理念や支援を提供する際の留意点等に係る研修を積極的に行います。

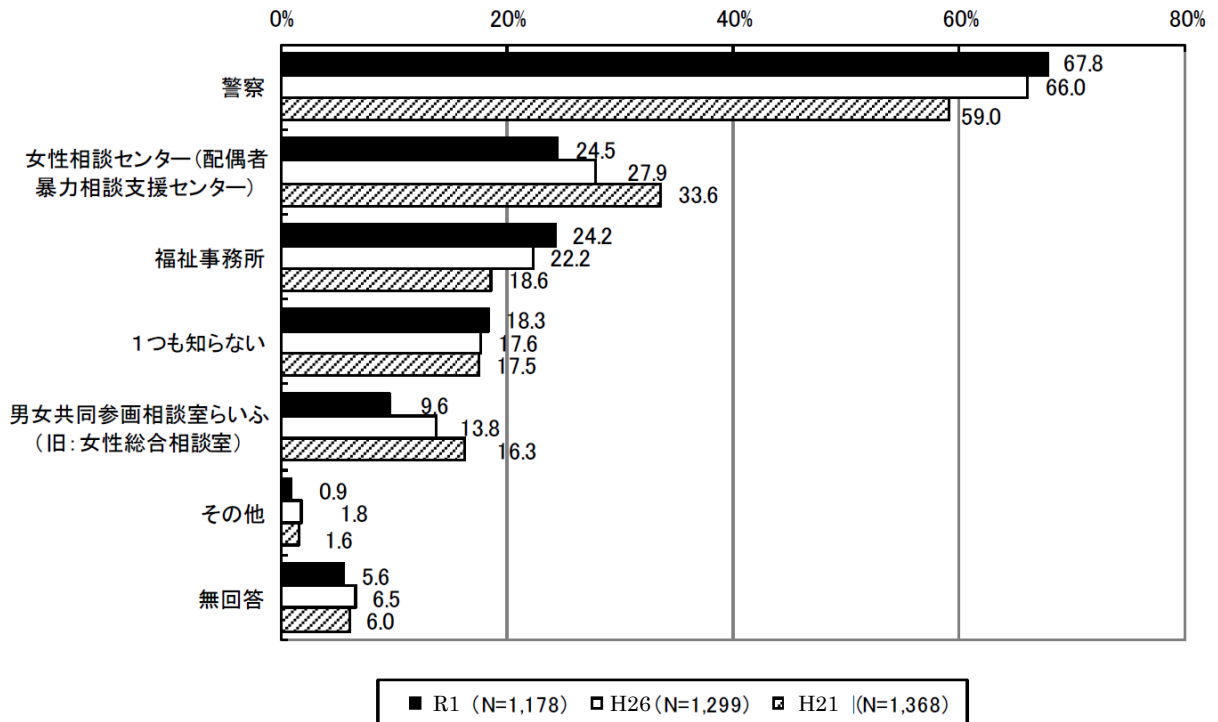
＜子ども家庭福祉課＞

(3)相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供【★重点】
 多様な支援対象者に届くよう相談窓口の周知を行います。

【現状と課題】

- 本県では、DVに関連する県の施策等について正しい知識の啓発や相談窓口の周知を図るため、啓発資料を作成し、県内の公的施設、病院、商業施設等に設置しています。
- また、DV未然防止教育の際の配布資料や、「家庭から暴力をなくすキャンペーン」時に配布する啓発チラシ等にも相談窓口を掲載するなど、あらゆる機会を捉え、相談窓口の広報周知を実施してきました。
- しかし、令和元年度(2019年度)に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、DVの相談機関を一つも知らない人は、18.3%と、平成26年度(2014年度)調査時の17.6%から更に低下してしまっており、より効果的な広報が必要となっています。
- また、DVに限らず、民間支援団体からは、行政の支援窓口や支援制度は分かりづらく、利用しづらいという意見があり、現状の広報や窓口対応における課題を整理するとともに、困難女性支援法では、「年齢、障害の有無、国籍等問わず」支援対象となることを踏まえ、多言語や、多様な手法での情報発信に取り組むことが必要です。
- その他、関係支援機関、民間支援団体間での情報共有を図り、支援が必要な人に確実に支援情報が届くよう周知に取り組みます。

■DVに関する相談機関認知度(複数回答)



『R元年度 男女共同参画に関する県民意識調査より』

【具体的取組】

①相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供【★重点】

- ・ 支援対象者の目に留まりやすく、入手しやすい啓発リーフレット等の作成や、あらゆる機会をとらえた相談窓口の周知に今後も取り組みます。
- ・ 外国人の支援対象者に対しては、相談窓口等を記載した外国語リーフレット等を多くの場所に設置し、関係団体と連携し情報を届けます。
- ・ 障がい者・高齢者の支援対象者に対しては、研修等を通して、市町村担当者や、民生委員・児童委員等に各分野の相談窓口について情報提供するよう働きかけを行います。また、関係団体と協力して支援対象者の立場に立った情報を届けます。

＜子ども家庭福祉課、男女参画・協働推進課、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課、観光国際政策課＞

②多様な支援対象者の立場に立った相談窓口の分かりやすい周知【★重点】

- ・ DVの被害者には男性も含まれること、また、LGBTQの支援対象者からの相談も想定する必要があることから、研修等を通じて男性や性的少数者等に対する支援体制を強化し、同時に相談窓口に関する情報が多様な支援対象者に届くよう努めます。
- ・ また、支援を必要とする方により確実に周知を図るためにSNS広告等、対象を絞り込んだ効果的な広報の実施についても検討し、取り組みます。

＜子ども家庭福祉課、人権同和政策課、男女参画・協働推進課、女性相談センター＞

【具体的目標】

基本目標Ⅱ：行政相談窓口や支援制度の認知度向上及び分かりやすい情報提供の実施

- 熊本県女性相談センター、市町村及び福祉事務所の窓口で提供する各種支援の要件等が分かりづらかったり、知られていないために、必要な支援が行き届かないといったことがないように、対応窓口に係る認知度向上を図るための広報の強化や、既存の制度周知資料等の点検を実施し、必要な見直しを行う。

＜具体的な取組の例＞

- ・ 行政の相談窓口を一覧化し、HP・広報誌への掲載、関係機関等への配布
- ・ 行政の提供する支援制度に係る分かりやすい周知資料を作成し、HP・広報誌への掲載、関係機関等への配布
- ・ 上記について多言語化やより分かりやすい内容への見直し等の推進
- ・ SNS広告等、支援を必要とする方に届く新たな広報の実施

2 誰一人取り残さない相談体制づくり

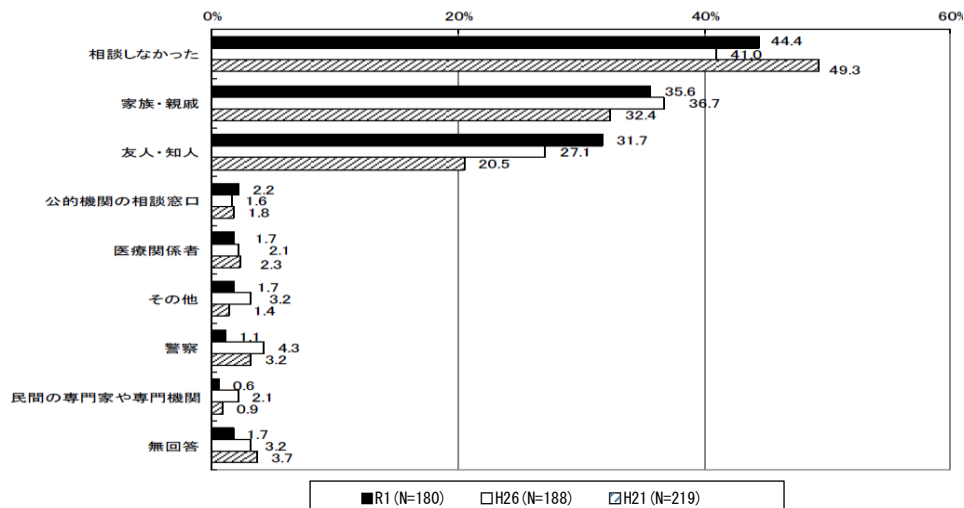
(1) 早期発見のための取組の強化【★重点】

自らは支援に繋がりにくい支援対象者に必要な支援を届けるため、関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に努めます。

【現状と課題】

- 令和元年度(2019年度)に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果では、「DVの被害経験があってもどこにも相談しなかった」と回答した人の割合が44.4%となっています。
- こうした状況の背景として、相談窓口の周知が不足しているといった理由以外に、DV被害者については、加害者からのさらなる暴力を恐れたり、精神的に大きなダメージを受けているため、主体的に相談をしたり支援を求める行動をとることが困難である等が考えられます。
- また、DV被害者以外の困難な問題を抱える女性においても、育ってきた環境等や本人が持つ特質など、様々な理由により、自ら相談窓口につながろうとしない(繋がれない)場合があります。困難な課題を抱えたまま潜在化し、支援に繋がらないまま生活している場合があります。
- 従来、多くの支援機関において、待ち受け型の相談対応が主流となっていることから、上記のような支援対象者を見逃さないために、今後は、アウトリーチ支援や待ち受け型であっても、より相談しやすいSNSを用いた相談を実施するなど、新たな手法の導入等により、支援対象者の潜在化を防ぎ、支援に繋げて行く必要があります。
- また、DV防止法では、DV被害者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めることが義務付けられており、被害を発見しやすい立場にある関係者(医療関係者や、民生委員・児童委員、民間団体、最も身近な行政主体である市町村、各教育機関、DVと関連性の高い児童・高齢者・障がい者虐待の相談機関等)との連携を強化し、関係機関が一体となってDVの早期発見と被害者がより安心して相談できる体制の強化に取り組んでいるところです。このような、関係者との連携による支援対象者の早期発見、相談体制の強化をDV被害者に限らず、困難な問題を抱えた女性全般に広げていく必要があります。

■被害経験者の相談状況(複数回答)



『R元年度 男女共同参画に関する県民意識調査より』

【具体的取組】

①関係機関との連携強化による早期発見【★重点】

- ・アウトリーチ支援やSNS相談等の支援は行政支援機関よりも民間支援団体において実績やノウハウの蓄積があり、より柔軟に対応ができることから、民間支援団体との連携協力のもとで、支援対象者の早期発見に取り組みます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター、民間支援団体等＞

②被害者の身近な立場にいる関係者への理解促進

- ・県職員出前講座等の機会を活用し、被害者に近い立場にいる医療関係者、民生委員・児童委員及び民間支援団体の職員等に対して、早期発見・早期対応への理解と協力を求めます。また、不適切な対応等により、被害者にさらなる被害（二次被害）が生じることのないよう、研修等を通じて、DVや性暴力被害等についての正しい認識や適切な対応について、周知を図ります。

＜子ども家庭福祉課＞

- ・こどもと日常的に接する学校関係者等が生徒の様子から家庭の中で起きている暴力等に気づき、関係機関への情報提供、相談、適切な対応が容易にできるよう、DV未然防止教育や性暴力被害未然防止のための啓発等の機会を活かして学校や教職員への理解と協力を求めます。

＜子ども家庭福祉課、私学振興課、学校安全・安心推進課、くらしの安全推進課＞

③SNS等の相談体制の充実【★重点】

- ・若年世代の困難な問題を抱える女性等、既存の相談窓口の利用に何等かのハードルを感じている支援対象者に対する相談体制の充実を図るため、民間支援団体等と連携して、SNS等を用いたより相談しやすい相談窓口の開設に取り組みます。

＜子ども家庭福祉課＞

④相談・通報の周知及び適切な対応

- ・DV被害者の発見と通報の重要性が広く県民に理解され、協力が得られるよう、様々な機会・手法により周知を図ります。

＜子ども家庭福祉課＞

- ・相談・通報を受けた女性相談センターや警察は、DV被害者の置かれている状況に配慮し、関係機関・団体等と十分な連携を図りながら、被害者の意思を尊重し、安全の確保及び秘密の保持等に十分配慮をしながら支援・対応します。

＜女性相談センター、警察本部＞

- ・県民や支援機関は、児童虐待に該当する事案については、事案に応じて「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告を行い、高齢者虐待に該当する事案については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、障がい者虐待に該当する事案については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により市町村に通報を行い、十分な連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援・対応を行います。

＜女性相談センター、児童相談所、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞

- ・県内の各行政支援機関・民間支援団体が、日頃から気軽に連絡を取り合える関係づくりを推進することで、支援対象者を早期に適切な支援機関に繋ぐことのできる連携体制づくりに取り組みます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

(2)人材育成・研修の充実【★重点】

あらゆる支援対象者が安心して相談できるよう、相談業務に従事する職員等の資質向上を図る研修を充実させ、相談体制の強化を図ります。

【現状と課題】

- 誰もが安心して相談できる体制の充実を図るためには、相談対応にあたる職員が支援対象者の抱える個々の課題(DV、性暴力被害、精神疾患、若年女性、外国籍等)の特性等を十分理解しておく必要があります。中でも、DVや性暴力等の被害者への対応にあっては、更なる被害(二次的被害)を与えることがないよう、被害者の立場や状況に配慮した適切な対応を行うことが重要です。
- また、若年女性への支援においては、必ずしも相談者自身が自身の抱えている課題や困りごとを的確に表現できない場合も多いことから、まずは傾聴し、信頼関係を築きながら、相談しやすい関係づくりを心掛けるなど、特別な配慮や対応力が求められることに留意が必要です。
- 現在、具体的な取組として、県では、平成27年度(2015年度)に「熊本県女性相談業務研修ガイドライン」を策定し、相談業務に携わる関係機関・団体の職員等の専門性を高め、対応力の向上を図ること等を目的として、定期的に研修を開催しています。
- 今後は、DV被害者のみでなく困難な問題を抱える女性への支援として、あらゆる立場・状況の支援対象者が安心して相談ができるよう、行政支援機関とは異なる視点、経験を有する民間支援団体を交えたロールプレイ型の研修等、行政・民間相互の対応力の強化に向けて、効果的な手法の研修を実施していく必要があります。

【具体的取組】

- ①多様な支援対象者に適切に対応するための人材育成・研修の充実【★重点】
 - ・ 相談業務に従事する職員等が、継続的かつ効率的に必要な知識やスキル等を習得できるよう、今後も「熊本県女性相談業務研修ガイドライン」に基づき研修会を開催します。
 - ・ また、民間支援団体とも連携し、ロールプレイ型の研修等により、互いの相談スキルやノウハウを共有するとともに、日頃から関係づくりを進めることで、相談員が一人で抱え込むことなく、関係機関が連携・協力のもと切れ目ない一貫した支援を行う体制への強化を図ります。
 - ・ 特に、若年世代への相談対応については、コミュニケーション面の課題が大きいことから、相談技術の向上に向けた研修や、相談体制の強化を図ります。

<子ども家庭福祉課、女性相談センター>

- (3)多様な支援対象者が安心して相談できる体制の充実
あらゆる支援対象者が安心して相談できるよう、各相談窓口の体制の強化を図ります。

【現状と課題】

- 熊本県女性相談センターは、DV防止法の施行以来、県の配偶者暴力相談支援センターとして、被害者支援の中心的な役割を果たしてきました。また、困難女性支援法においては、中核支援施設として位置づけられ、これまで以上に多様な対象へのきめ細かな相談対応や多機関連携のハブとしての役割が求められています。
- 警察においても、令和3年度(2021年度)に警察本部に人身安全対策課を設置し、24時間体制で各警察署と連携してDVやストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案の対応を行っているほか、必要に応じて各警察署に配置されている女性警察官等がDV被害者からの相談等に対応するなど、対応体制の充実・強化を図っています。
- また、平成19年度(2007年度)のDV防止法改正により、市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として課され、平成26年度(2014年度)に熊本市、平成28年度(2016年度)に合志市、令和3年度(2021年度)に水俣市において同センターが設置されましたが、現状、県内では県のセンターを含め4カ所の設置に留まっている状況です。
- なお、若年女性やLGBTQ等のこれまであまり相談対応の実績が無かった支援対象についても、今後はアウトリーチ支援やSNSなど、より相談しやすい手法での相談対応を実施していくことで、支援機関と繋がる事例が増えていくことが想定されることから、各相談窓口において、多様な相談者に応じたきめ細やかな配慮等ができるよう支援員の資質向上や体制強化を図っていく必要があります。

【具体的取組】

①女性相談センターの相談体制の強化及び他の支援機関との連携強化

- ・ 熊本県女性相談センターは、困難女性支援法に基づく中核支援機関として、関係機関・団体と連携しながら専門的なサポートを必要とする事案や他機関連携を必要とする事案等、難しい事案に係る各相談機関からの相談への助言や、情報提供を行うことにより、支援機関間のハブとしての役割を有します。
- ・ また、精神科医師や心理職員のカウンセリングによる被害者の心理的ケアや、弁護士による法律相談を実施する他、今後は、民間支援団体や市町村等と連携した在宅支援やアウトリーチ等、支援実施機関としての機能強化と相談対応の質の向上を図ります。

＜女性相談センター＞

②警察の相談業務の充実

- ・ DVや性暴力被害者等に対し、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段の教示、関係機関等に関する情報提供、加害者に対する指導・警告等、警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて教示するなど、被害者等の立場に立った適切な対応を行います。
- ・ 被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応など被害者が相談しやすい環境の整備を図ります。

＜警察本部＞

③あらゆる支援対象者が安心して相談できる体制の充実

- ・ 困難な問題を抱える女性は年齢、国籍を問わないことから、多様な分野の相談窓口との連携した対応が必要となります。
- ・ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により高齢者・障がい者の

支援や保護を行う役割を担っている市町村の担当部署等と十分な連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援・対応を行います。

＜女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課＞

- ・ 熊本県女性相談センターにおいて、「妊娠とこころの電話相談」、「不妊専門相談」を継続して実施し、妊娠・出産、思春期の性、不妊等、女性の健康に関する様々な悩みに対応した支援を行います。

＜子ども未来課、女性相談センター＞

- ・ 外国人からの相談については、外国語通訳の確保に努め、外国人被害者の支援を行う民間団体とも連携しながら対応します。
- ・ また、外国人の相談窓口である「熊本県外国人サポートセンター」や地方入国管理局等とも十分な連携を図りつつ、各事案に応じ、被害者の保護等において適切な対応を行います。

＜女性相談センター、観光国際政策課＞

- ・ 男性のDV被害者や若年女性、LGBTQといった性的少数者など、多様な支援対象者への適切な配慮や対応ができるよう、研修等により関係職員の資質の向上を図ります。

＜子ども家庭福祉課、男女参画・協働推進課、女性相談センター＞

- ・ 県内の医療機関等関係機関と連携し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の把握や相談対応、居場所提供などの支援を行います。

＜子ども家庭福祉課＞

④適切な苦情処理体制の確立

- ・ 県の相談機関等においては、DV防止法第9条の2に基づき受け付けた「苦情」の適切かつ迅速な処理を行い、業務の改善に努めます。なお、必要に応じて困難女性支援法に係る支援対象者からの苦情についても同様に適切に対応します。

＜女性相談センター、各地域振興局＞

3 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充

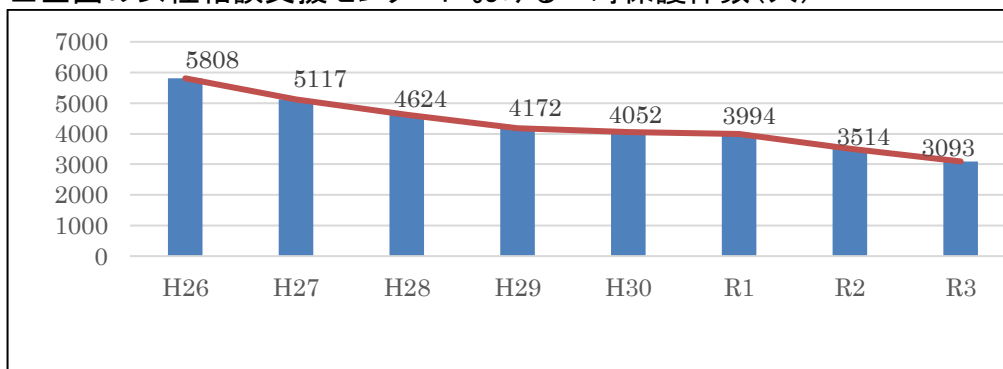
(1)安全・安心の確保

関係機関・団体との連携を一層強化し、多様なニーズを有する支援対象者の安全・安心を確保する保護体制等の充実を図ります。

【現状と課題】

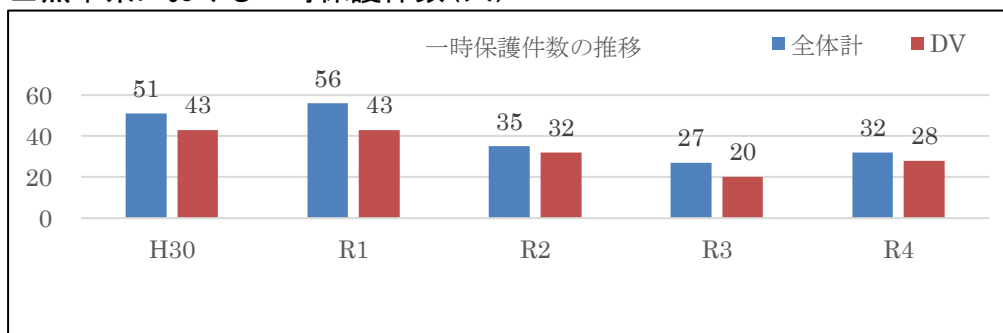
- DV被害者等は、加害者からの暴力により、生命の危険にさらされている場合もあり、連絡や通報を受けた相談機関や警察等の関係機関が直ちに被害者等の安全確保を図り、一時保護等につなげる必要性・緊急性が高い場合も想定されます。緊急時における被害者等の安全・安心の確保について、関係機関が平時から共通認識を持ちながら、連携を図り迅速な対応ができるようにしておくことが必要です。
- 本県では、24時間365日体制で被害者等の一時保護を行っており、夜間警備員の配置等による安全確保とともに、一時保護所への移送においては、相談を受けた福祉事務所等の職員等が同行支援を行っています。
- 警察では、通報・相談等を受け、緊急性・切迫性を要すると判断した場合、被害者の意向を確認しながら、安全を確保するために必要な援助や保護を行うとともに、加害者への事情聴取や指導・警告、検挙等の措置を講じ、再被害防止に取り組んでいます。
- また、被害者が子どもと一緒に避難している場合、学校関係者等を通じて加害者に被害者の居所等が知られることのないよう、教育委員会や学校、保育所等へ情報の厳重な管理及び、加害者等からの問合せへの対応において注意すべき事項の周知徹底を図ることも必要です。

■全国の女性相談支援センターにおける一時保護件数(人)



厚生労働省調べ

■熊本県における一時保護件数(人)



熊本県子ども家庭福祉課調べ

【具体的取組】

①関係機関の連携強化による安全・安心な保護体制等の確保

- ・ 緊急時における被害者保護を安全かつ円滑に行うため、女性相談センター、警察、福祉事務所(県・市)、民間シェルター等が緊急時の対応や連絡方法等を共有する一時保護関係機関連絡会議を開催し、連携強化を図ります。

＜女性相談センター、警察本部、福祉事務所＞

- ・ 被害者が子どもと一緒に避難する場合に備え、日頃から学校等において適切な対応が行われるよう、教育委員会等に研修などを通じて配慮すべき事項の周知を図ります。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター、私学振興課、学校安全・安心推進課＞

②民間シェルター等の取組への支援と連携の強化

- ・ DV被害者等を、緊急避難的に保護した民間シェルターに対する保護費用の補助を実施します。補助対象には、DV被害者のほか人身取引被害者を含め、実情に合わせた補助内容の充実に努めます。
- ・ 民間シェルターとの連携を強化し、各福祉事務所、市町村においても、緊急時に、一時保護所だけでなく被害者の状況に応じて、民間シェルターも活用するなどDV被害者の安全を確保できる体制づくりに努めます。
- ・ その際、民間シェルター等への一時保護委託も積極的に活用するとともに、委託先となりうる民間団体の育成等に向けた支援の充実に努めます。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

③警察による安全確保の取組

- ・ 通報・相談等により被害者に対して身体に対する暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止に当たるとともに、避難その他の措置の教示など被害者が暴力被害を自ら防止するための援助や保護に努めます。
- ・ DV被害等に係る事案が、暴行、傷害等刑罰法令に抵触する場合は、被害者の意向を踏まえ、加害者を検挙するなど加害行為の防止を図ります。
- ・ また、被害者に被害届の提出の意向がない場合でも、被害者及びその関係者に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行います。
- ・ 被害者及びその関係者に対して、つきまとい等の行為があった場合は、ストーカー規制法に基づく加害者への警告等の措置を講じます。

＜警察本部＞

(2) 多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築【★重点】

一人ひとりの個別の事情に配慮したきめ細かな対応を行い、居場所支援の充実を図ります。

【現状と課題】

- 一時保護所では、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して支援が受けられるよう、ケースワーカーが中心となり、本人の意思を尊重しながら、自立のための情報提供、助言及び関係機関との連絡調整並びに必要なに応じて関係機関等への同行等の支援を行っています。一時保護期間は、2週間までを目途に実施していますが、状況によりそれを超えて対応する場合があります。
- また、必要に応じて一時保護した支援対象者及び同伴して入所したこども等の心理的ケアを行うとともに、所持金がない場合でも、一時保護中のDV被害者等が医療機関で治療を受けられる体制も確保しています。
- 児童については入所中の学習の機会の確保とともに、退所後の心理的ケアなど児童相談所等の関係機関と連携のうえ、今後もきめ細かな対応を行っていく必要があります。
- さらに、被害者が外国人である場合に通訳を確保したり、何等かの理由で一時保護所での生活が難しい場合には、民間施設等への一時保護委託を積極的に活用するなど、様々な立場・状況の支援対象者に配慮した居場所支援の体制を整える必要があります。
- 特に、困難な問題を抱える若年女性における居場所支援のニーズはスポット的(一晩だけ等)な場合も多く、一時保護所や民間シェルターにおける入所時の門限や行動制限についても馴染まない場合が多い実態があることから、新たな方法での居場所支援の提供が求められています。
- なお、DV被害者等においては、加害者からの追及を逃れるために、県域を越えて避難する場合もあり、広域的な対応のための他県との連携も必要です。

【具体的取組】

① 様々な立場・状況の支援対象者に配慮した対応【★重点】

- ・ 支援対象者が外国人である場合の一時保護については、今後も必要に応じて通訳の確保や関係機関・団体等と連携を図り、適切な配慮のもとで支援を行います。
　　<女性相談センター、観光国際政策課>
- ・ 支援対象者が障がい者・高齢者である場合の一時保護については、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法や施設を選定するため、障がい者・高齢者の支援や保護を行う役割を担っている市町村の担当部署等と連携し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく一時保護や福祉施設でのショートステイ(※)等も活用し、個別の事情に配慮した対応を行います。
　　<女性相談センター、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課>
- ・ DV被害者が男性や性的少数者である場合の一時保護についても、被害者の事情に応じて最も適切と考えられる一時保護の方法や施設を検討し、適切な配慮のもとで支援を行います。

<女性相談センター>

(※)ショートステイ

高齢者や障がいのある方などが、社会福祉施設等に短期間入所して介護サービスを受けるもの。

②きめ細かなケースワーク及び心理的ケア

- ・ 今後も各一時保護所入所者に対して、自立のための情報提供、助言及び関係機関・団体との連絡調整及び関係機関等への同行等、本人の意思を十分に尊重しながら、きめ細かな支援を行います。
- ・ 退所後にも各種支援が必要な場合は、入所者本人の意向を踏まえた上で、退所先の地域の関係機関とも積極的に連携を行い、自立支援に取り組みます。
- ・ 一時保護した支援対象者に対して、必要に応じ、今後も、心理職員による心理的ケアを実施します。退所後もケアが必要な場合は、退所後の関係機関に繋ぐほか、状況に応じ情報提供や医療機関受診などの助言を行います。

<女性相談センター>

③一時保護所入所者の同伴家族への適切な対応

- ・ 一時保護した支援対象者が同伴することも等については、必要に応じ、心理職員による心理的ケアを実施します。
- ・ 児童相談所での一時保護が適当な場合や、退所後にも心理的ケアが必要な場合など、同伴児童に対して適切な支援が行われるよう、必要に応じ、児童相談所と緊密な連携を行います。
- ・ 一時保護所における同伴児童に対して、日常的に保育や学習機会を提供し、支援対象者が安心して自立に向けた活動を行うことができるようにするため、同伴児童対応指導員による支援を実施します。

<女性相談センター、児童相談所>

④県域を越えた取組の推進

- ・ 一時保護・施設入所に関する支援対象者の県域を越えた送り出しや受け入れに際し、委託などの手続きが円滑に行えるよう他都道府県との連携を進めます。

<子ども家庭福祉課、女性相談センター>

⑤支援のきっかけとなる居場所支援等の提供★

- ・ 困難な問題を抱える女性のうち、特に若年層については、家庭に居場所が無く所持金も無く家出をした等、スポット(一晚等)での居場所支援を必要とするケースが多いこと、また、問題を抱えていても行政などの支援機関と繋がろうとしない傾向があることから、短期の居場所支援と相談窓口を組み合わせた新たな形態の居場所支援の実施について、民間支援団体と連携し、検討します。

<子ども家庭福祉課>

【具体的目標】

基本目標Ⅲ：アウトリーチ支援に繋がる新たな居場所支援の実施

- 既存の支援窓口には繋がりにくい若年層の困難な問題を抱える女性を支援に繋げるため、気軽に立ち寄れる居場所支援と相談支援を組み合わせた新たな手法によるアウトリーチ支援ができる居場所を設置する。

★数値目標・・R10年度末：1か所以上の設置

(3) 保護命令制度に対する適切な対応

迅速かつ安全に保護命令制度(※)を利用できるよう、円滑な手続きや安全の確保に向けた支援を行います。

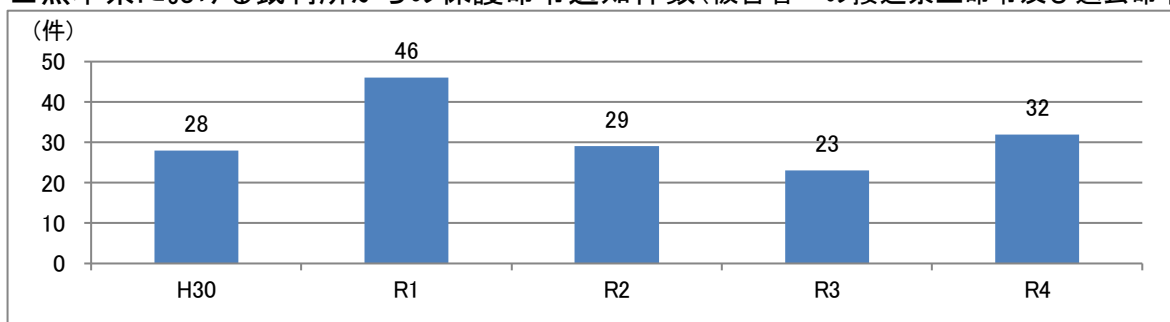
【現状と課題】

- 女性相談センターでは、保護命令制度(※)に関する説明や情報の提供、申立書作成等に関する助言、関係機関との連絡調整等を行い、DV被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう支援を行っています。
- 保護命令が発令された場合には、女性相談センター、警察、関係機関等が速やかに被害者等と連絡を取り、安全確保のために留意すべき事項等を共有し、再被害の防止を図っています。

(※) 保護命令制度

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの精神及び身体に対する暴力を防ぐため被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令

■ 熊本県における裁判所からの保護命令通知件数(被害者への接近禁止命令及び退去命令)



熊本県警察本部人身安全対策課調べ

【具体的取組】

① 保護命令に関する支援の充実

- ・ 今後も、被害者が円滑かつ安心して保護命令制度を利用できるよう、制度や手続きに関する丁寧な説明と申立書に係る支援を行います。
- ・ 保護命令発令後には、被害者や親族等に対して留意事項の丁寧な説明や緊急時の迅速な通報等について教示を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行い、被害者の安全確保を図ります。

<女性相談センター>

② 警察における取組

- ・ 保護命令の発令後は、被害者等に対して安全確保のための教示を行うほか、加害者に対して保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導・警告を行います。

<警察本部>

4 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施

(1) 地域で支援対象者を支える体制の強化【★重点】

被害者が望む地域での安全・安心な暮らしに向けた地域の見守り体制づくりや適切なアフターケアによる自立支援の充実を目指します。

【現状と課題】

- DV被害者への支援については、現状、加害者とは別の地域へと「逃がす支援」が一般的ですが、DV被害者が加害者と同居ないし近隣地域で生活を望む場合、再被害に遭うことなく安全・安心に生活するためには、様々な分野の関係機関・団体の連携による継続的な支援が必要であり、自立に向けた各種支援制度等の円滑な活用に加え、被害者を地域で支える見守り体制を強化する必要があります。
- そのため、県では、平成 29 年度(2017 年度)に、DV被害者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにする「逃げない支援」の実現に向けて、加害者への対応も含めた多面的な被害者支援を、関係機関・団体等と連携してモデル的に実施し、その結果を基に、令和元年度(2019 年度)に「DV被害者の総合支援ガイドライン」を策定しました。
- 以降、毎年、県内の関係職員等を対象に研修を実施していますが、今後は、性暴力被害者等、類似の状況に置かれている被害者への対応についても対策が必要です。
- また、困難女性支援法における中核支援施設の一つとなる女性自立支援施設が当県にはないことから、中長期的に自立支援の提供が必要となる居住先のない支援対象者への対応については、現状は、母子生活支援施設への措置、民間シェルターの利用、若年女性は自立援助ホームへの措置等により対応しています。
- なお、近隣他県の女性自立支援施設への措置も可能であることから、体制の充実に向けて、今後は、他県とのルール作りに取り組む必要があります。
- さらに、施設からの退所後も、障がい等の理由により就業等による自立が困難な場合もあることから、そうした方が地域の中でできるだけ自立して生活していけるよう、年金や各種手当、訪問看護等の支援制度に繋ぐ伴走支援や、定期的な訪問・連絡等、アフターケアの取組を充実させることにより、支え続ける支援が必要とされています。
- 一方で、アフターケアの実施においては、本人が希望しない場合もあることから、必ず本人の意向を踏まえて実施することが大切です。

【具体的取組】

- ① 関係機関・団体等による地域での見守りや自立支援の体制の強化【★重点】
 - ・ 住み慣れた地域での暮らしを望むDV被害者が再被害に遭わずに安全・安心に生活できるよう、地域での見守り体制づくりによる「逃げない支援」の定着に向け、今後も、「熊本県DV被害者総合支援ガイドライン」の関係機関・団体での共有・活用を推進します。
 - ・ また、DV被害者と類似の状況に置かれている性暴力被害者等への自立支援についても、専門支援機関と共に対策を検討します。
 - ・ 近隣他県の女性自立支援施設へのスムーズな入所体制づくりに取り組みます。
 - ・ さらに、障がい等の理由により、就業等による自立が困難な支援対象者については、適切な支援制度に繋いだ後も、継続的な連絡・訪問等、支え続ける支援が必要となる場合があることから、支援に携わる支援機関が連携して対応する体制整備に取り組みます。

<子ども家庭福祉課>

(2)こどもの安全・安心な成長に向けた支援

こどもが安全・安心して生活できるよう、関係機関と連携した継続的な支援の充実を図ります。

【現状と課題】

- 困難な問題を抱える女性のこどもも、女性本人と同様に困難な状況に置かれています。
- 例えば、DV被害者のこどももまたDVの被害者であり、「児童虐待の防止等に関する法律」には、直接こどもに暴力をふるわなくても、こどもの目の前でDVを行うことも児童虐待であると規定されています。
- なお、令和4年度(2022年度)に一時保護所に入所したDV被害者のうち、こどもを同伴しているケースは57.1%(内訳:乳幼児42.9%、小学生以上57.3%)と半数以上にのぼります。
- DVを身近に見てきたこどもたちは、様々な心の傷を抱えてしまうことで、人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を受けることが指摘されています。
- 実際に、県内の支援機関等で対応した困難な問題を抱える女性自身も、虐待等の被害者が含まれ、課題のある家庭で育ち、モデルとなる大人が身近に居なかった等の背景から、基本的な生活能力を身につけられないまま社会に出て、困難に陥り、親になっても、自身のこどもに対してネグレクト等の虐待を繰り返してしまう等の困難の連鎖が懸念されます。
- DV被害者に限らず、支援対象者のこどもが関係機関等から安全・安心な成長に向けた支援を受けることは、支援対象者自身の心や生活の安定に繋がることから、こどもの心のケアや、適切な配慮による就学・保育等の機会確保に係る適切な配慮、子育て支援サービスの活用等、教育機関や市町村等の関係機関の連携による継続的な支援を行うことが重要です。
- また、性暴力等被害においては、10代以下のこどもの割合が最も多く、学校現場でも被害が起きているという実態があります。
- こども自身が直接の被害者となっている深刻な現状があり、学校や家庭等、こどもの身近な環境における対策強化が急務となっています。

【具体的取組】

①こどもの安全・安心な生活環境の確保

- ・ 面前DVの被害児等、心理的ケアが必要なこどもに対しては、今後も児童相談所において、カウンセリング等の心のケアを実施します。
- ・ また、市町村の要保護児童対策地域協議会(※)との連携を強化し、支援が必要なこどもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、安全確保や子育て支援サービスにつなげる等、DV被害者のこどもが安全・安心に生活できるよう、地域の社会資源を活用した支援の充実を図ります。

〈児童相談所、女性相談センター〉

(※)要保護児童対策地域協議会

こどもを児童虐待等から守るために、関係機関が支援内容の協議や情報共有等を行うネットワーク

②適切な配慮を受けられる就学・保育の機会確保

- ・学校や教育事務所に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等により、こどもの心のケア等に早期対応できる体制の充実を図ります。

＜学校安全・安心推進課、私学振興課＞

- ・女性相談センターは、教育委員会や市町村の子育て担当部署との連携を一層強化し、こどもの転校や保育入所等の手続きの円滑化を図ります。
- ・また、DV被害者等に対して、こどもに関する支援・相談窓口等の情報提供を行うとともに、教育委員会や市町村の子育て担当部署の関係者等に対して、加害者からの追跡対応に関する助言や、こどもの状況等について情報共有を行い、関係機関等と連携して適切な配慮を受けられる就学・保育等の機会の確保に取り組めます。

＜女性相談センター＞

③こどもの性暴力被害の防止に向けた取組の強化

- ・性暴力被害は学校現場でも起きることから、未然防止のための広報・啓発の強化等に向けた学校や教育委員会との連携を図ります。

＜子ども家庭福祉課、くらしの安全推進課＞

(3)生活基盤の安定に向けた支援

関係機関との連携を強化し、住宅確保や就業支援等の充実に努めます。

【現状と課題】

- 支援対象者が自立して生活するためには、住宅確保や就業等による生活費の確保など、生活基盤の安定を図ることが重要です。そのため、その課題解決に関わる機関等が連携し、様々な制度や施策等を活用しながら支援を図ることが必要となります。
- 県では、住宅の確保に向け、DV被害者が県営住宅への入居を希望する場合、入居に際し実施される抽選で、優遇措置を設けるとともに、被害者が若年単身である場合にも入居を可能としています。なお、緊急に迫られる事情がある被害者に対しては、目的外使用による入居を実施しています。
- また、一時保護所退所後の自立のための中間的な住居の提供を行うステップハウス事業の継続実施や、賃貸住宅への円滑な入居支援などにより、住宅の確保に向けた支援を継続していくことが必要です。
- 就業支援については、就業情報の提供、就業相談や就業支援講習会等の実施、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っており、今後も、被害者の生活基盤の確立を図るため、一人ひとりの状況や要望に応じた支援を行っていく必要があります。
- さらに、DV被害者等が自立した社会生活を送るようになった後も精神的ダメージは大きく、長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことが懸念されるため、被害者の意向を尊重した心理的ケアを継続的に実施していくことが必要です。

【具体的取組】

①住宅確保の支援

- ・ 県営住宅の入居抽選における倍率優遇措置及び目的外使用を今後も実施するとともに、市町村の公営住宅等においても同様の制度導入の更なる働きかけを行い、DV被害者が速やかに公営住宅に入居できるよう支援を行います。

＜住宅課＞

- ・ 一時保護から自立した生活への移行期の支援として、ステップハウス事業(※)を継続して実施し、その利用が図られるよう積極的な制度周知を行います。

＜子ども家庭福祉課＞

(※)ステップハウス事業

一時保護所を退所後、住居の確保が困難な被害者の自立を支援することを目的とし、一時的に住居の提供を行うとともに相談・援助を行うもの。

- ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人(※)に指定されている民間団体等との連携により、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの支援を行います。

＜住宅課＞

(※)住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者(住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の実施、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき都道府県に指定された法人

②就業支援

- ・ 今後も就業支援制度や支援窓口等に関する情報提供や、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行い、就労に向けたバックアップを行います。
- ・ また、円滑な支援が行えるよう、ハローワークやしごと相談・支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携の強化を図ります。

＜女性相談センター＞

- ・ ひとり親の支援対象者に対して、就業相談や就業支援講習会等を通じて就職に向けた技術等の取得の支援を行います。

＜母子家庭等就業・自立支援センター＞

- ・ 仕事探しのカウンセリングから職業紹介・相談、就職後の支援までのサービスを1ヵ所で提供するワンストップ型の対応をしており、今後も求職者一人ひとりに対応した支援を行います。

＜しごと相談・支援センター＞

③生活支援及び心理的ケア

- ・ 相談内容によって医学的・心理学的支援が必要な状態だと判断される場合には、今後も精神科医師や心理職員によるカウンセリングを実施します。

＜女性相談センター、精神保健福祉センター＞

- ・ DV被害体験を有する方同士が情報や意見を交換し、交流することで、奪われた自尊心や主体性を回復することを目的に、被害者(女性)グループミーティングを実施しています。被害者が少しずつ自分の力を取り戻していけるよう支援するため、今後も周知を行うとともに、実施内容等の工夫を行いながら、被害者グループミーティング等の充実を図ります。

＜精神保健福祉センター＞

- ・ 虐待、DV、性被害、経済的困窮など、自尊感情が傷つくいくつもの体験を経験する中で、何かに依存しながら生き抜いてきた女性も多く存在します。依存症相談の中で、カウンセリング、精神科医診察、依存症回復プログラム、依存症家族ミーティングを提供し、依存症支援の関係機関及び自助グループと連携して、依存症からの回復、そして依存症の背景にある生きづらさからの回復を支援します。

＜精神保健福祉センター＞

(4)各種制度の円滑な利用に向けた支援

支援対象者が安全かつ円滑に司法・福祉制度等を活用できるよう、関係機関等の連携・協力体制を強化します。

【現状と課題】

- 支援対象者への支援においては、司法・福祉サービスの利用、こどもの転校、転居（公営住宅の入居等）、住民票、医療保険、年金等、様々な行政手続きが必要となる場合があります。
- 複数の窓口に対し、支援対象者自身が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続きを進めることは、特にDV被害者の場合は、加害者に遭遇する危険性が高まるうえ、被害者にとっても、心理的に大きな負担となるため、支援機関による同伴支援の実施等に加え、各支援の提供機関側においても、被害者負担の軽減と、手続きの円滑化に取り組むことが必要となります。
- 特に、こうした支援の主な提供機関となる市町村や福祉事務所においては、相談があった場合には、適切な配慮のもと、本人が必要な支援に繋がるまで、継続的に丁寧で分かりやすい情報提供に努めることが必要です。
- また、県では、会議や研修等を通じて、関係機関・団体の連携体制や、情報管理等の配慮すべき事項等に関する情報提供を行い、支援対象者が適切な配慮のもと必要な各種制度を安全に活用できるよう取り組んでいます。
- さらに、女性相談センター等において、弁護士による無料法律相談を定期的に行い、支援対象者が司法手続きを円滑に進められるよう、支援しています。

【具体的取組】

①各種制度の安全かつ円滑な利用に向けた連携・協力体制の強化

- ・ 支援対象者に対して、住民基本台帳の閲覧制限、生活支援制度、医療保険、年金等、各種制度や様々な福祉施策に関する情報提供を丁寧に行うとともに、必要に応じて、窓口等との連絡調整や同行支援等を行い、本人が必要とする支援に適切に繋がるよう、継続的に支援を行います。

＜市町村、福祉事務所、女性相談センター＞

- ・ また、支援につながる制度が有効に機能するよう、研修等を通じて関係者に情報提供・周知を行い、手続きの一元化を目指した連携・協力体制の強化や、支援対象者に関する厳重な情報管理の徹底を図ります。

＜子ども家庭福祉課、市町村課、社会福祉課、女性相談センター＞

②法律相談等の実施

- ・ 今後も、女性相談センター等において、弁護士による法律相談を実施し、保護命令や離婚調停、こどもの親権等に係る訴訟等、法律的な助言による被害者支援の充実を図ります。
- ・ また、自立に向けた手続きを支援対象者だけで行うことが難しい場合には、法律の専門家による適切な支援が受けられるよう、DV等被害者法律相談援助制度（※）に関する積極的な情報提供を行います。

＜女性相談センター、日本司法支援センター熊本地方事務所（法テラス熊本）＞

(※)DV等被害者法律相談援助制度

DV等の被害者を対象に、再被害防止に関する無料法律相談制度（一定基準を超える資産を持っている場合は有料）。

5 関係機関・団体との連携等による支援体制の強化

(1) 支援体制の強化【★重点】

関係機関・団体等との協力・連携体制の強化を図り、より効果的な支援につなげます。

【現状と課題】

- 女性相談センターや県の女性相談支援員は、支援機関の要として、多機関連携の推進役や困難な事案に係る他の支援機関等への助言等の役割も期待されることから、中核支援機関としての体制の強化や資質向上に取り組む必要があります。
- また、多機関連携の枠組みとして、困難女性支援法で支援調整会議の設置が地方公共団体の努力義務とされており、概ね、その役割に応じて3段階の会議を設置することが必要となっています。
- 市町村は、支援対象者にとって最も身近な行政主体として、様々な住民サービスの窓口としての対応や、地域での生活サポート、各種福祉制度等を活用した自立支援等、被害者を支援するうえで重要な役割を担っています。困難な問題を抱える女性への支援に向けて、地域に根差したきめ細かな相談・支援体制の強化を図るため、市町村版の困難女性支援基本計画を策定するとともに、女性相談支援員の配置や支援調整会議の設置等による体制強化を進める必要があります。
- なお、DV被害者支援に係る専門支援機関である配偶者暴力相談支援センターは、現在、県のほか熊本市、合志市及び水俣市の4か所に設置されていますが、今後も未設置の市町村に対する働きかけや、同様の機能を有する相談・支援体制の整備に向けた取組を進める必要があります。
- また、民間支援団体は、支援対象者の実情やニーズに応じた柔軟で機動的な支援活動を行うなど、大きな役割を担っていますが、スタッフや財政面で課題を抱えている団体も多いことから、行政は民間支援団体を支援しながら、平等な関係性の下、適切な役割分担による連携体制の構築を進める必要があります。

【具体的取組】

① 中核支援機関の機能強化【★重点】

- ・ 支援の中核を担う女性相談センターの相談支援機能の強化・充実を図るとともに、女性相談支援員の配置促進並びに資質の向上、他の支援機関との連携強化を推進します。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

② 支援調整会議の設置

- ・ 多機関連携による支援の枠組みとして、その役割に応じて、個別ケースの支援方針等を取り扱う「個別ケース会議」、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、関係機関の研修、交流事業等を行う「実務者会議」、県全体の状況の共有や評価等を行う「代表者会議」の3段階の支援調整会議(※)を設置します。

＜子ども家庭福祉課＞

③ 地域における支援体制の強化に向けた取組【★重点】

- ・ 各地域における相談・支援体制の強化に向けて、市町村職員や民生委員・児童委員を対象に、研修等を通じた意識啓発を行い、市町村における基本計画の策定や、女性相談支援員の配置を促進するとともに、支援を必要とする人を市町村等の支援窓口につなぐなど民生委員・児童委員の対応力の強化を図ります。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

④民間支援団体の育成・支援

- ・ 県内の支援体制の強化に向けては、行政支援機関と民間支援団体が互いの持つ強みを生かした連携を構築することが必要となるため、スタッフ面や財政面で課題を有する民間支援団体の円滑な活動に向けて、活動費等の支援や、共同の研修等による官民相互の資質向上に資する取組を実施します。

＜子ども家庭福祉課、女性相談センター＞

(※) 支援調整会議

○根拠：困難女性支援法第15条

地方公共団体には設置が努力義務化

○目的：

- ①支援対象者や地域資源の実態把握、資源創出等
- ②支援者間の役割や責任、連携のあり方の明確化
- ③個別ケースについてのアセスメントと支援方針の決定に係る協議
- ④支援対象者についての情報共有

○実施のイメージ

- ①支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議
- ②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う実務者会議
- ③一時保護や施設への入所が必要な場合等の個別ケースについて、詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議

以上の3段階を分けて実施することを想定

【具体的目標】

基本目標Ⅳ：女性相談支援員等の資質向上

- 若年層への相談対応等、支援対象者に応じた適切な対応スキルの習得など資質向上を図るための研修（民間支援団体を講師とした研修等）を毎年実施する。
- SNS相談対応等に対応するための資質向上を図るための民間支援団体の職員等も対象とした研修を毎年実施する。

基本目標Ⅴ：地域における支援体制の強化に向けた支援

- 市町村職員や民生委員・児童委員の対応力強化
(ex. 研修を通じた意識啓発等)

(2)加害者への対応に関する取組

関係機関・団体との連携により、加害者への対応に関する取組を進めます。

【現状と課題】

- DVや性暴力等あらゆる暴力を許さない社会の実現には、被害者を保護・支援する取組と共に、加害者が、DVや性暴力等が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、更生するための支援が重要です。
- DV加害者の更生については、内閣府において諸外国の事例や国内でDV加害者プログラム(※)を実施する団体の事例等をもとに、自治体向けのガイドラインが取りまとめられるなどの取組が進められています。
- 県内でも、DV加害者プログラムを実施する団体があることから、県においても、参加者募集に係る広報の支援や、再被害発生時等の関係機関間の緊急連絡体制の整備等において連携して取り組んできました。
- 県の精神保健福祉センターにおいても、DV加害者からの相談対応を実施しており、更生に向けた支援情報の提供や支援機関の紹介等を行っています。
- また、加害者においては、アルコールや薬物等の依存の問題を抱えている者もあり、依存症の相談機関等との連携も必要です。
- なお、DV以外の性暴力等の加害者への対応については、今後、専門支援機関とも連携し、検討する必要があります。

(※)DV加害者プログラム

被害者支援の一環として、プログラムに参加する動機付けのある加害者に働きかけることで、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐことを目的とした教育プログラム。

【具体的取組】

①加害者更生の支援

- ・ 今後も加害者からの相談対応を行い、更生を目指す加害者については、医療機関や加害者プログラムを実施している民間支援団体等と連携し、加害者の更生を支援します。

＜精神保健福祉センター＞

②アルコール・薬物等依存症対策の充実

- ・ 加害者の中には、アルコールや薬物などの依存の問題を抱えている人がいます。依存症の治療や回復支援として、相談窓口の設置及びアルコールや薬物、ギャンブル等依存症者の家族ミーティングを実施しています。今後も医療機関との連携強化を含め、より一層の依存症対策の充実を図ります。

＜精神保健福祉センター＞

③民間支援団体と連携したDV加害者プログラムの実施

- ・ 県内にはDV加害者プログラムを実施する民間支援団体があり、今後も、円滑な活動に向けて支援します。

＜子ども家庭福祉課＞

④アフターケアを通じた再加害の抑止

- ・ 加害者のいる自宅等に戻られた被害者に対しては、定期的な状況確認や訪問等によるアフターケアにより、加害者に第三者の目を意識させ、再加害の抑止に取り組めます。

＜女性相談センター、子ども家庭福祉課＞

2. 支援の体制

(1) 関係機関の役割

困難女性支援法において、困難な問題を抱える女性への支援は、国及び地方公共団体の責務が規定されており、以下のとおり関係機関はそれぞれに適切な役割分担のもと、相互に連携して支援に取り組んでいく必要があります。

<関係機関とその役割>

機関名	役割
県	女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開
	段階的・重層的な支援を行うため、行政支援機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討
	市町村が実施する支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定や各種施策の取組に係る情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、地域内で格差が生じないように必要な取組を促進
市町村	支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能
	困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署において相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供
	必要に応じ、適切に県や他の市町村、関係機関、民間支援団体等に繋ぐとともに、繋いだ先の支援機関と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携を図る
	基本計画の策定や、女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置に努める
	当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間支援団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努める
女性相談支援センター (熊本県女性相談センター)	支援対象者の立場に立った相談対応や、相談を行う機関の紹介
	支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
	支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
	支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
	居場所支援等に係る施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
一時保護所	自立の促進のための支援
	退所者への相談援助
	入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

女性相談支援員	丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
	必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施
	最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
	児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続に関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援に繋げること
女性自立支援施設 ※当県設置なし	支援対象者を入所させて、その保護を実施
	入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
	自立の促進のための生活支援
	退所者の相談 その他の援助
	入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援
民間団体等	訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政支援機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施
その他関係機関	<p>女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初に辿り着く可能性のある支援窓口も様々となる。さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定される。</p> <p>そのため、支援機関相互に日頃から顔の見える関係に努めるとともに、支援調整会議等、連携の為に体制を整備し、緊密な連携を図っていく必要がある</p>
主な関係機関一覧	女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、母子生活支援施設、福祉事務所、くまもと被害者支援センター（性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと）、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者等

(2) 支援体制の拡充方針

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援対象者の意思を最大限尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である熊本県女性相談センター及び女性相談支援員については、現状の課題を踏まえた機能強化や資質向上を図るとともに、誰一人取り残さない支援の構築に向けて、従来の繋ぐ支援に加えて、関係機関及び民間支援団体と日常的に緊密なネットワークを構築し、支援調整会議等の新たな支援の枠組みの下、各機関が互いの強みを生かして、一体的な支援を提供できるよう、連携体制の強化を進めます。

①支援の中核機関の機能強化

支援の中核を担う熊本県女性相談センターの相談支援機能の強化・充実を図るとともに、地域における女性相談支援員の配置促進に向け、担い手の発掘や育成に向けて取り組むとともに、既存の女性相談支援員については、更なる資質の向上及び支援員間の連携強化を推進します。

また、女性相談支援員が適切な相談対応を行うためにも、受け付けた相談を一人で抱え込まないよう、配置機関においてはフォロー体制を充実し、心理面のケアに努めるとともに、県内の女性相談支援員同士が日頃から相談し合えるよう、横の連携を強化していきます。

<推進項目>

- ・ 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実
- ・ 女性相談支援員の配置促進及び資質向上
- ・ 県内の女性相談支援員の連携強化

なお、支援対象者を入所させて保護し、自立の促進のための生活支援などを担う、女性自立支援施設については、本県には設置がないことから、現状は、母子生活支援施設への措置や民間シェルターの利用等により対応しています。また、必要に応じて、近隣他県の女性自立支援施設への措置委託するための予算を確保しているところですが、これまでに実際に措置をした事例がない状況です。

一方で、特に单身女性に対する中長期の居場所支援の充実を求める意見も多く聞かれることから、今後も更なるニーズの実態を調査し、最適な支援が提供できるよう検討を進めます。

②民間支援団体との連携・協働の推進

困難な問題を抱える女性への支援に向けて、共同研修の実施や協働事業の実施等を通じ、日常的に連携体制を強化し、支援の提供に当たっては、支援調整会議等新たな枠組みを効果的に運用することで、行政支援機関と豊富な知見や経験を有する民間支援団体のそれぞれの強みを生かした平等な関係の下での相互連携を進めます。

<推進項目>

- ・ 支援調整会議の効果的な運用の推進
- ・ 官民共同の研修の実施
- ・ 協働事業の実施（ex. アウトリーチ支援やSNS相談、居場所支援等）

③民間支援団体の育成・支援

県内で活動する民間支援団体は支援ニーズに対して未だ不足している状況があることから、更なる設置促進や、既存の民間支援団体が運営を継続・拡充するに当たっての支援や、人材育成の支援を行います。

<推進項目>

- ・ 新たな居場所支援団体や取組の開設・育成に係る支援
- ・ 加害者プログラム等、県内で取組が不足する支援団体の設置支援

④県内の関係機関との連携強化

県内の支援機関同士の連携強化を進めるため、各分野の支援機関の情報を整理し、共有等を図ります。

<推進項目>

- ・ 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他の分野との連携の構築及び情報共有
- ・ 暴力等による犯罪被害者支援について警察等との連携強化
- ・ 性的な被害による緊急的な支援に備えた性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとの連携強化

⑤支援調整会議の開催・設置促進

県における支援調整会議の積極的な開催に取り組む他、市町村においては、支援調整会議の設置促進を図ります。

<推進項目>

- ・ 県における支援調整会議の開催促進
- ・ 市町村における福祉所管課及び関係課、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議設置の働き掛け

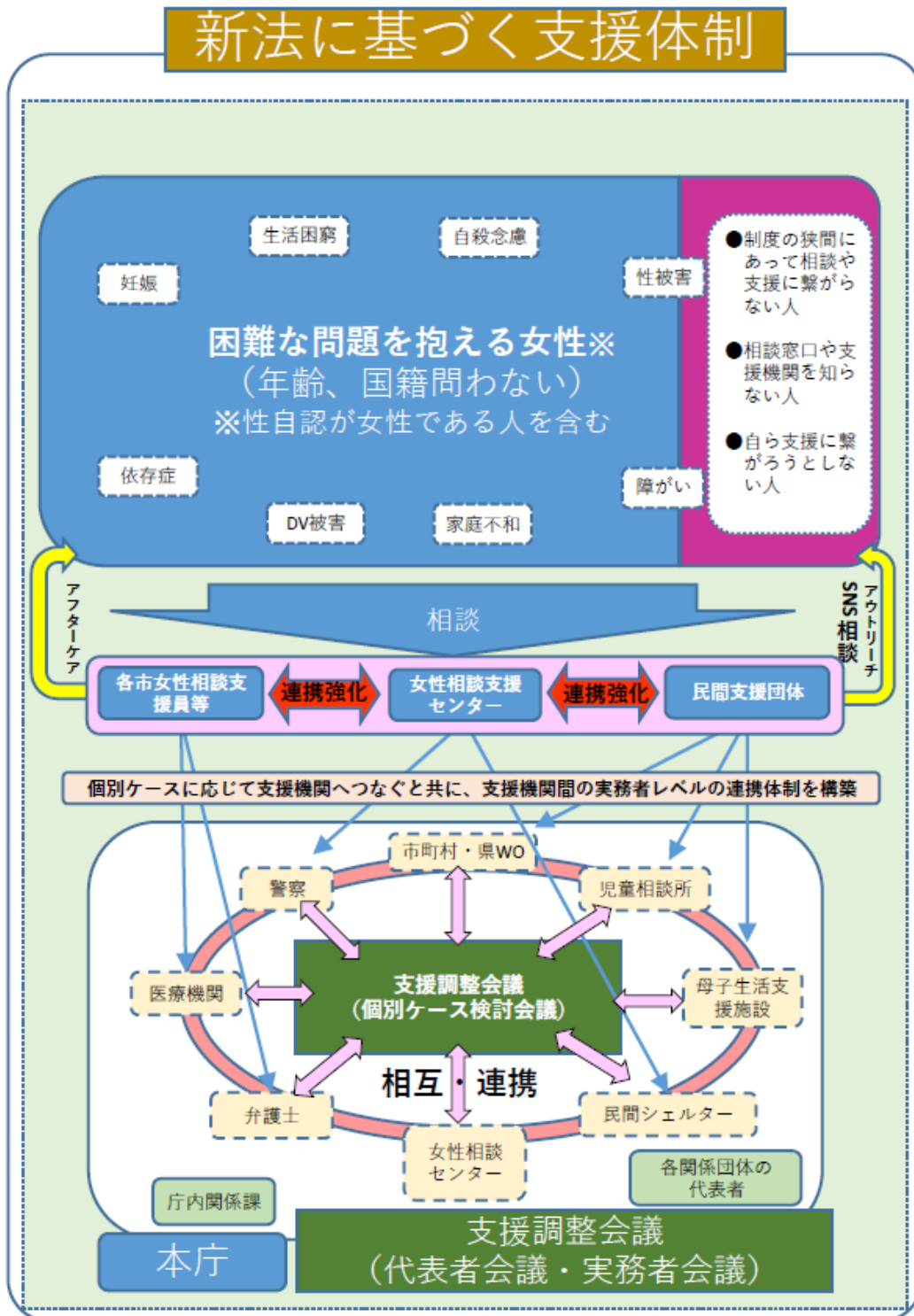
⑥連携強化に向けた研修などの機会の提供

関係機関間の連携を進めるためには、互いの支援体制や考え方、経験やノウハウを共有することが重要であることから、官民共同の研修の開催等を通じて、資質向上と連携強化を図ります。

<推進項目>

- ・ 女性相談支援員や関係課所担当者、民間団体の専門的知識の習得及び資質向上を図るための共同研修の実施
- ・ 相互連携を図るための国のポータルサイト等を活用した情報共有の推進

＜新法に基づく支援体制イメージ＞



※ → は例示です。

- 民間支援団体との連携によりSNSやアウトリーチ支援を充実、強化します。
- 包括的な支援の提供に向け、行政、民間の支援機関・団体で構成する「支援調整会議」を設置します。
- 官民共同での研修の実施等により支援に係るノウハウを共有し、女性相談支援員等の相談対応者の資質向上を図ります。

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

1. 計画の推進・進行管理

この計画は、本県における困難な問題を抱える女性への支援の基本的方向と具体的施策を総合的に示すものであり、県及び市町村等の関係機関、民間の支援団体等は、この計画に基づき積極的な連携を図りながら、様々な困難な問題を抱える（そのおそれのある）女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていけるよう支え続ける社会の実現を目指す取組を進めます。

また、企業や団体、学校等に対しては、この計画に基づき、「女性の福祉」の増進、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」に寄与する取組を促すとともに、県民に対しては、この計画に基づいた取組に理解と協力を求めます。

なお、この計画に掲げる施策の取組状況については、庁内関係各課等による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努めます。

2. 基本計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、見直し前に、計画に定めた基本目標における評価を「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画推進委員会（仮称）」において行い、当該評価により得られた結果をもとに、基本計画の見直しを行うこととします。

この評価は、「第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項」に掲げた困難な問題を抱える女性の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、支援に携わる関係者の意見を聴取すること等により実施します。

《参考資料》

1. 県内の相談・支援機関連絡先一覧

1 DVに関する公的相談窓口

1	熊本県女性相談センター (熊本県配偶者暴力相談支援センター) 女性相談：平日 8:30～17:15 DV電話相談：(平日 8:30～22:00/土日祝 9:00～22:00)	女性相談：096-381-4454 DV電話相談：096-381-7110
2	熊本県男女共同参画相談室 らいふ 月・木・金・土 9:30～16:00/火 9:30～19:30	096-333-2666 (土曜日のみ：096-355-2223)
3	熊本県各福祉事務所（平日 9:00～16:00） 宇城：0964-32-2930 八代：0965-33-3296 玉名：0968-74-2118 芦北：0966-82-3565 菊池：0968-25-0689 球磨：0966-22-1040 阿蘇：0967-24-9037 天草：0969-23-9928 上益城：096-282-7328 熊本県鹿本地域振興局総務福祉課 0968-48-1202	
	市福祉事務所 ※市にお住まいの方は市福祉事務所の番号を控えておきましょう	
	市配偶者暴力相談支援センター ・熊本市：096-328-3322 ・合志市：096-248-1199 ・水俣市：0966-63-2738	
4	町村役場の窓口 ※町村役場に照会して控えておきましょう	
5	熊本県精神保健福祉センター 平日 9:00～16:00（土日祝、年末年始を除く）	096-386-1166
6	熊本市DV相談専用電話 (平日 8:30～17:15)	096-328-3322
7	熊本市各区福祉課（平日 8:30～17:15） 中央区：096-328-2301 南区：096-357-4129 東区：096-367-9127 北区：096-272-1118 西区：096-329-5403	
8	熊本市こころの健康センター 平日 9:00～16:00	096-362-8100
9	熊本県人権センター（熊本県人権同和政策課） 月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	096-384-5822
10	熊本県警察本部警察安全相談室 24時間対応	096-383-9110（プッシュ回線からは#9110）
11	最寄りの警察署	

2 民間支援団体

1	【犯罪被害等】 公益社団法人くまもと被害者支援センター 平日 10:00～16:00	096-386-1033
2	【自立支援（母子）】 熊本県母子生活支援施設協議会	096-352-3095

3	【心理相談】 ウィメンズ・カウンセリングルーム熊本（有料） 受付：火曜～土曜 10:00～16:00 カウンセリング：月曜～日曜 10:00～20:00 ウィメンズ・ホットライン（無料）水 13:30～16:00	096-283-0206 080-4795-5805 096-283-0877
4	【心理相談】 こころのサポートセンター・ウィズ（有料） 平日 10:00～15:00（祝祭日を除く）	096-234-7505
5	【外国人支援】 コムスタカ～外国人と共に生きる会～ （外国人のための無料相談 随時）	096-383-4136（日本語） 080-2708-1266（英語 可）
6	【居場所支援】 シェルターin熊本（年中無休・24時間対応）	080-1762-5044
7	【生活困窮者支援】 一般社団法人 minori	090-5945-1926
8	【若年層支援（居場所支援）】 NPO法人トナリビト	npo.tonaribito@gmail.com
9	【居場所支援】 NPO法人くまもと相談所	080-8583-6754
10	【居場所支援】 NPO法人熊本どんぐり	096-245-6942
11	【若年層支援（居場所支援）】 一般社団法人レミシンク（自立援助ホーム）	096-288-5270
12	【若年層支援（居場所支援）】 NPO法人アイグループ（自立援助ホーム）	092-710-0013
13	【居場所支援】 NPO法人熊本若葉会	096-360-9128
14	【障がい福祉、高齢者支援】 特定非営利活動法人 地域たすけあいの会	0968-71-0056
15	【居場所支援】 社会福祉法人菊愛会	0968-41-7805
16	【居場所支援】 社会福祉法人白梅福祉会	0966-63-4715

3 法律関係相談窓口

1	法テラス熊本 電話相談や電話での予約受付時間 平日 9:00～17:00 相談日時 平日 13:00～16:00(水曜日のみ 9:30～16:00)	0570-07-8365
2	熊本県弁護士会熊本法律相談センター （要予約・有料） ※収入等が一定額以下の場合、無料相談の制度利用可 月曜日：13:00～15:45 木曜日：10:00～15:45	0570-07-8365 （山鹿市、玉名市、天草市、八代市、阿蘇市、益城町、人吉市にも法律相談センターあり。予約番号は共通）
3	熊本地方裁判所（保護命令申立て手続き案内） 平日 8:30～17:00	096-241-8940
4	熊本地方法務局（女性の人権ホットライン） 平日 8:30～17:15	0570-070-810

4 住宅・就労関係相談窓口

1	熊本県土木部建築住宅局住宅課	096-333-2550
2	熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 平日 9:00~16:00	096-331-6736
3	ハローワーク熊本（水道町） 熊本県地域共同就職支援センター 平日 10:00~19:00 土 10:00~17:00 マザーズハローワーク熊本 平日 9:00~17:30	096-211-1233 096-322-8010
4	県内各地のハローワーク（マザーズコーナー） ・ハローワーク熊本 ・ハローワーク玉名 ・ハローワーク菊池（マザーズコーナー菊池） ・ハローワーク阿蘇 ・ハローワーク上益城 ・ハローワーク宇城 ・ハローワーク八代（マザーズコーナー八代） ・ハローワーク球磨 ・ハローワーク天草 ・ハローワーク水俣	096-371-8609 0968-72-8609 0968-24-8609 0967-22-8609 096-282-0077 0964-32-8609 0965-31-8609 0966-24-8609 0969-22-8609 0966-62-8609
5	熊本県しごと相談・支援センター（くまジョブ） 労働相談 平日 9:00~18:00 土 10:00~17:00 生活相談 木（週1）13:00~17:00 キャリアカウンセリング 平日 9:00~17:00 土 10:00~17:00	096-352-3613 096-351-0500 096-352-0895
6	雇用先の担当部署	

5 こども・若者に関する相談窓口

1	熊本市児童相談所	096-366-8181
2	熊本県中央児童相談所 （下段の八代児童相談所以外の地域を管轄） 熊本県八代児童相談所（八代・芦北・球磨地域を管轄）	096-381-4451 0965-33-3247
3	すこやか子育て電話相談 月曜日～金曜日 17時～21時 土曜日 13時～17時 その他の時間は、留守番電話でお受けします。 （日曜・祝日・年末年始と8月13日～15日を除く）	096-383-6636
4	子どもの人権110番（熊本地方務局） 平日 8:30~17:15	0120-007-110
5	熊本県子ども・若者総合相談センター	096-387-7000
6	熊本市子ども・若者総合相談センター	096-361-2525
7	くまもと若者サポートステーション たまな若者サポートステーション 若者サポートステーションやつしろ	096-365-0117 0968-74-0007 0965-37-8739

6 ひとり親家庭への支援に関する相談窓口

1	社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会	096-331-6735
2	各県・市福祉事務所 ※お住まいの地域の福祉事務所の番号を控えておきましょう	

7 性暴力被害に関する相談窓口

1	性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと	#8891 または 096-386-5555
2	性被害相談電話（県警本部）	#8103 または 0120-8343-81 （携帯からは 096-384-1254）

8 障がい者支援に関する相談窓口

1	熊本県福祉総合相談所	096-381-4411
2	各県・市福祉事務所 ※お住まいの地域の福祉事務所の番号を控えておきましょう	
3	町村役場の窓口 ※町村役場に照会して控えておきましょう	
4	熊本県障がい者権利擁護センター ※各市町村にも障がい者権利擁護センターが設置されていますので、お住まいの地域のセンターの番号を控えておきましょう	096-333-2244
5	熊本市障がい者相談支援センター ちゅうおう（中央区萩原町）：096-285-7144 ウィズ（中央区大江）：096-200-1571 青空（東区長嶺西）：096-237-6777 きらり（東区健軍）：096-237-7563 さいせい（西区春日）：096-223-6663 じょうなん（南区田迎）：096-285-8757 絆（南区城南町）：0964-28-7799 アシスト（北区武蔵ヶ丘）：096-288-5012 チャレンジ（北区西梶尾町）：096-215-9500	
6	障がい者 110 番	096-354-4110

9 高齢者支援に関する相談窓口

1	各県・市福祉事務所 ※お住まいの地域の福祉事務所の番号を控えておきましょう	
2	町村役場の窓口 ※町村役場に照会して控えておきましょう	
3	地域包括支援センター（県内 87 カ所） ※市町村役場に照会して控えておきましょう。	
4	熊本県認知症コールセンター （認知症ほっとコール）	096-355-1755

10 生活困窮者支援に関する相談窓口

1	各県・市福祉事務所 ※お住まいの地域の福祉事務所の番号を控えておきましょう	
---	--	--

2	熊本市中央生活自立支援センター：096-328-2795 熊本市東生活自立支援センター：096-367-9233 熊本市南生活自立支援センター：096-358-5571 ※センターを設置していない西区・北区へは、週2回、予約優先にて出張相談を実施。 事前に熊本市中央生活自立支援センター（096-328-2795）に相談予約が必要です。	
3	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	096-324-5454
4	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	096-322-2331
5	一般社団法人 minori	090-5945-1926

1.1 外国人に関する相談窓口

1	熊本県外国人サポートセンター	080-4275-4489
2	熊本市外国人総合相談プラザ	096-359-4995
3	コムスタカ～外国人と共に生きる会～ （外国人のための無料相談 随時）	096-383-4136（日本語） 080-2708-1266（英語 可）
4	熊本県外国人材受入支援センター	096-237-6725
5	福岡出入国在留管理局 熊本出張所	096-362-1721

1.2 お金、消費者トラブルに関する相談窓口

1	多重債務相談窓口（九州財務局）	096-351-0150
2	熊本県消費生活センター	096-383-0999
3	熊本市消費者センター	096-353-2500
4	熊本県青年司法書士会（クレジット・サラ金・ヤミ金 110番）	096-364-0800

1.3 こころの健康に関する相談窓口

1	熊本県こころの悩み電話相談	0570-030-556
2	熊本県精神保健福祉センター	096-386-1166
3	社会福祉法人熊本いのちの電話	096-353-4343

【その他】

- 困難な問題を抱える女性への支援プラットフォーム「あなたのミカタ」
 さまざまな支援情報や各自治体の無料相談窓口を掲載する厚生労働省のサイトです。

URL: <https://anata-no-mikata.jp/>

2. 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定検討委員会設置要項

(目的)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項の規定に基づき、「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定するため、熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定についての協議、提言
- (2) その他知事が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員13人以内で構成する。

- 2 前項の委員の就任は、知事が依頼する。
- 3 委員会には、会長及び副会長各1名を置く。
- 4 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員就任の日から令和6年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、令和5年6月6日から施行する。

3. 策定検討委員会委員名簿

	選任分野	所属・職名	委員氏名
1	学識経験者	熊本大学 法学部 教授	倉田 賀世 くらた かよ
2	福祉	熊本県婦人相談員連絡協議会 水俣市婦人相談員	まつもと しゅうこ 松本 周子
3		熊本県母子生活支援施設協議会 会長	しまむら せいこ 嶋村 聖子
4		社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会 会長	きくずみ ゆきえ 菊住 幸枝
5		熊本県弁護士会 弁護士	たかき ゆりか 高木 百合香
6	医療	福田病院 病院長	かわかみ しょういち 河上 祥一
7	民間	公益社団法人くまもと被害者支援センター (ゆあさいどくまもと) センター長	たのうえ みちこ 田上 美智子
8		NPO 法人くまもと相談所 所長	やまぐち さとこ 山口 里子
9		NPO 法人トナリビト 代表理事	やました きえ 山下 析恵
10	行政	熊本市男女共同参画課 課長	うえむら なつこ 上村 奈津子
11		熊本県警察本部人身安全対策課 課長	ますだ えいせい 益田 栄世
12		熊本県女性相談センター女性相談課 課長	さだかり ゆうこ 貞苺 優子
13		熊本県中央児童相談所 児童施設・初動課 課長	にしやま えいこ 西山 英子

